


支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月18日 | | |
| 金額(円) | ¥18,000 | | |
| 支払先 | 日高 直樹 | | |
| 内容 | チラシ印刷費(A3両面カラー、折り加工)2000枚 | | |
| 支払番号 | 50 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

領 収 証 三 森 至 加 様 No. _____

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | ¥ | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 | - |

内 訳
 現 金
 小 切 手 /
 手 形 /
 税 抜 16,364円
 消費税額等(10%) 1,636円
 消費税額等(%)

但千円印刷費(A3両面から折り加工)2,000枚として
 令和2年11月18日 上記正に領収いたしました

〒861-8005
 熊本市北区龍田陳内2丁目30-45
 日 高 直 樹
 電話 090-9652-6964
 登録番号

収入印紙

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

令和2年11月9日時点の情報に基づき作成しています

サラリーマン・パート・アルバイト・年金受給者など

| | | | | |
|-----------------|----|----------------|--|---|
| 収入が減って家計の維持が難しい | 貸付 | 緊急小口資金・総合支援資金 | 緊急小口資金:最大20万円を貸付 総合支援資金:最大20万円/月を貸付(原則3ヶ月以内) | 熊本市社会福祉協議会 ☎ 096-324-5511 |
| | 猶予 | 納税猶予・公共料金の支払猶予 | 国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予 | |
| 病気で会社を休んだ | 給付 | 傷病手当金 | 病気やケガの療養のため、連続4日以上仕事を休んだ場合に一定額を支給 | ・お住いの税務署、市役所、区役所 ・各電気、ガス、電話、NHK事業者 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。 ・東・南区は各区の生活自立支援センター ・中央・西・北区は中央生活自立支援センター |
| 家賃が払えない | 給付 | 住居確保給付金 | 家賃相当額(限度額あり)を自治体から家主へ支給 支払い期間:原則3ヶ月(状況に応じて延長可能) | |

子育て世代

| | | | | |
|------------------|----|-----------------------------|--|--|
| 大学の授業料が払えない | 給付 | 熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内および県外に進学された大学生等のうち、生計維持者の直近の住民税が非課税である学生を対象に、5万円を交付 | 熊本県企画課 ☎ 096-333-2738 9:00~19:00(土日祝も実施) |
| 妊産婦への新たな支援事業(予定) | 助成 | 分娩前のウイルス検査費用助成や訪問や電話による相談支援 | 新型コロナウイルス感染症について、妊産婦への新たな支援を開始します。分娩前のウイルス検査費用助成・感染者への相談支援を行います。(実施予定) | ※準備中ですので、しばらくお待ちください。 |

個人事業主・中小企業・フリーランス

| | | | | |
|----------------|----|-----------------------------|--|--|
| 売上が大幅に減少した | 給付 | 持続化給付金 | 売上が前年同月比で50%以上減 創業直後の企業や事業収入を雑所得などとするフリーランスも対象に 法人:最大200万円、個人事業主:最大100万円を給付 | 持続化給付金相談窓口 ☎ 0120-279-292 |
| | 給付 | 熊本県事業継続支援金 | 国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等(個人事業主を含む。)のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者。 (注)なお、国の「持続化給付金」との重複申請(受給)はできません。 | 熊本県商工政策課 事業継続支援金 専用相談窓口(コールセンター) ☎ 096-333-2828 |
| 人件費が払えない | 助成 | ・雇用調整助成金(コロナ特例) ・雇用維持奨励金 | ・休業手当等の最大10割を助成、上限15,000円/日(3月31日以前は上限8,330円/日、上限33万円/月) ・雇用調整助成金を受給した事業主に10万円の奨励金を支給 | 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-60-3999 熊本県雇用維持奨励金事務局 ☎ 096-355-6977 |
| 休業手当を受ける事ができない | 給付 | 新型コロナ対応休業支援金・給付金 | 休業期間中の賃金の支払いを受ける事ができない労働者に対し、休業実績に応じ賃金の8割(上限33万円/月)を支給 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15 |
| 中小企業等の経営基盤強化 | 補助 | クラウドファンディング活用支援補助金 | クラウドファンディングで資金調達し、①~③のいずれかの事業を行うもの。①新商品または新サービスの開発に関する事業②販路開拓に関する事業③創業に関する事業(補助対象経費)クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料(補助額)2/3(上限額30万円) | 熊本市商業金融課 ☎ 096-328-2424 |
| 国民健康保険料が支払えない | 減免 | 国民健康保険料の減免 | ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が(3/10以上)見込まれる世帯 | 熊本市国保年金課 ☎ 096-328-2290 または各区区民課 |
| 固定資産税等の軽減 | 減免 | 固定資産税・都市計画税の減免 | 中小企業・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する建物や設備等の来年度(2021年度)の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする | 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322 |
| 資金繰りが苦しくなった | 融資 | 実質無利子/低利融資/保証料補助 | 個人事業主、小・中規模企業者の売上高の減少幅に応じて | 日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505 商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120-542-711 民間の金融機関 |
| | 貸付 | スタートアップ・再生支援等資本性劣後ローン | 個人事業主/日本政策金融公庫 小・中規模企業者/日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等 | |

ここに掲載している支援の他に国・県・市の支援がありますのでこちらをご覧ください。



【熊本市コロナ支援ガイドブック】

新型コロナウイルス相談センター
(熊本市相談センター)
相談窓口
(いずれも24時間対応)
096-364-3222
096-364-3223
096-372-0705
[FAX] 096-364-3361
(午前9時~午後7時)

中小企業者等 新型コロナウイルスに関する 総合相談窓口
TEL 096-355-2112
月曜~金曜/午前9時~午後5時 ※毎月3水曜日除く
【メール】 corona-keieishien@stspiaza.jp
【FAX】 096-355-2120
※メール・FAXによるご相談 24時間受け付けております。回答は、後日返信いたします。
【面談によるご相談】 ※予約制:096-355-2112にご連絡ください。
○くまもと森都心プラザ4Fビジネス支援センター ☎ 096-355-7402
○熊本市役所別館(自転車駐車場)8階会議室 総合相談窓口

熊本市議会議員(中央区)

みもり

三森りか



議会通信

秋季号

2020.11

誰もが安心して暮らせるまちづくり!!

熊本城天守閣、来年4月から
内部を一般公開されます!!



ごあいさつ

この11月で熊本地震より4年7か月が経過しました。10月には寸断されていたJR豊肥本線、国道57号線北側復旧ルートならびに57号線現道が開通し復旧・復興は着実に進んでいます。しかし本年初等からの新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちのこれまでの日常が奪われました。自然災害、感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」との立党精神で創造的復興を成し遂げていくため、第6回目の復興会議を開催しました。被災された最後のお一人が安住の地に落ち着かれるまで、また災害に強いまちづくりを実現するため、そして感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



三森りか 熊本市議会議員(中央区)
みもりりか



プロフィール
▶ 熊本市出身
▶ 株式会社肥後銀行に8年勤務
▶ 平成27年
熊本市議会議員に初当選
現在2期目
▶ 1964年7月20日生まれ

市政・市民相談のご案内

相談場所 : 公明党議員団控室
(熊本市議会棟3階)
所在地 : 熊本市中央区手取本町1-1
電話 : 096-328-2660
FAX : 096-311-5331
相談時間 : 午前9時~午後5時

感染防止と社会経済活動の両立強化への緊急要望

下記の内容は、令和2年7月7日、公明党熊本市議団で新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、市独自の施策の早期執行を要望したものです。(一部抜粋)

- 地域行事再開に伴い、通常活動をはじめ防災・避難訓練等、より具体的な感染防止マニュアルの作成と周知の徹底



- マスク、体温計、消毒液等の資材確保をはじめ、段ボールベッド、パーティション等の備蓄の強化

要望が実現化!!

- 「新しい生活様式」に対応する店舗等への感染予防の取組みに要する経費の補助

公明党熊本市議団の要望が実現化されました。

政務活動状況 熊本市議会議員として活動した内容を一部ご紹介します!

スポーツ

ヴォルターズ7勝4敗(11/9現在) BI昇格目指して頑張れ!!

スポーツ

スポーツ推進員活動 親子ビーチバレー大会 グラウンドゴルフ大会へ審判として参加

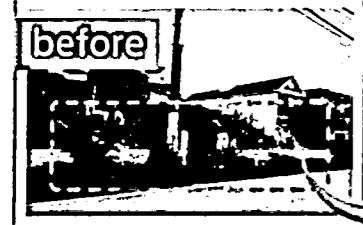
勉強会

児童虐待に関する勉強会に参加

勉強会

ひとり親家庭の支援に対する勉強会に参加

市民相談



中央区六本町の町目の雑草が刈除されました。

雑草に悩まされていましたが、きれいになりました。



市政・市民のご相談は「三森」までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

飲食店等の感染拡大対策支援

補助金の対象者

- 次の①、②のいずれの要件も満たす方
- ①熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業者等
- ②業種別ガイドラインを遵守していること



(A)小規模改修等補助金

熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する小規模改修・備品購入費に対し、その一部を補助します。対象経費の9/10(限度額27万円)支給。

(B)換気設備等改修補助金

必要換気量(1人当たり毎時30m³)が確保できていない熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが、必要換気量を確保するために行う換気設備の改修及びそれに伴い必要となる改修を実施した場合、その費用の一部を補助します。対象経費の9/10(限度額135万円)支給。

【受付期間】
令和2年8月21日(金)～
令和2年12月31日(木)
※12月31日消印有効
※予算を超過する申し込みがあった場合は、上記事業金内であっても事業を締め切りますのでご了承ください。

【相談窓口】
熊本市飲食店支援コールセンター
☎ 050-8880-6980
(平日 9:00～17:00)

詳細についてはホームページでご確認ください。



【熊本市】

【事業者専用サイト】

プレミアム商品券・タクシー券

商店街等プレミアム商品券発行支援事業

商店街等が実施するプレミアム付商品券事業に対する助成。

プレミアム付タクシー券販売支援事業

- 【販売及び使用期限】 2020年10月17日～2021年2月28日まで
- 【販売冊数及び】 1冊5,000円にて販売・プレミアム分1,500円(30%)が付きます。
- 【プレミアム助成金額】 1人当たり2冊(10,000円)まで購入可能です。(プレミアム分3,000円)

【お問い合わせ先】
熊本市イベント推進課
☎096-328-2948
各商店街等のホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】
熊本市タクシー協会
☎096-365-6633 (平日 9:00～17:00)

【販売先】
熊本市タクシー商事株式会社
☎096-368-6868 (平日9:00～17:00)

個人事業主・中小企業・フリーランス

家賃支援給付金

5月以降の売上げが前年同月比で50%以上減又は連続した3か月の前年同月比で30%以上減。家賃半年分の一部を給付。
法人:最大600万円、個人事業主:最大300万円

【お問い合わせ先】家賃支援給付金コールセンター
☎ 0120-653-930(平日・土日祝日8:30～19:00)

【サポートセンター】TKP熊本カンファレンスセンター
熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル9F
※完全予約制(オンライン予約)
※オンライン予約ができない方は☎0120-150-413 【家賃支援給付金サイト】

観光事業 Go To キャンペーン

① Go To Travel キャンペーン

- ・国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- ・支援額のうち①旅行代金の割引(35%)②旅行先で使える地域共通クーポン(15%)として付与。
- ・1人1泊あたり2万円が上限。日帰り旅行については、1万円が上限。

【お問い合わせ先】
Go To Travel事務局
☎ 0570-002-442
(10:00～19:00年中無休)

【詳しくはコチラ】

② Go To Eat キャンペーン

【熊本版食事券】「Go To Eatキャンペーンくまもと」は、国の「Go To Eatキャンペーン」の一環として、熊本県内の飲食店や食材を提供する農林漁業者を応援するため、プレミアム付食事券(購入額の25%分を上乗せ)を発行するものです。

- 購入期間 (申込期間第2期)2020年11月16日(月)～2020年12月13日(日) (申込期間第3期)2020年12月14日(月)～2021年1月31日(日)
 - 利用期間(共通) 2020年10月19日(月)～2021年3月31日(水)
 - 販売価格 8,000円(税込)(利用可能金額10,000円分1,000円券×10枚)
 - 引換・購入先 全国のファミリーマート各店Famiポートにて購入・引き換え
 - 購入制限 1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能(回数制限なし)
- 【お問い合わせ先】
Go To Eatキャンペーンくまもと事務局
☎ 0570-035-210
(平日9:30～17:30)
- 【詳しくはコチラ】

【ポイント還元】オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をしたお客様に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントを付与します。

【付与されるポイント】昼食時間帯は500円分 / 夕食時間帯(15:00～)は1,000円分のポイントを付与


【お問い合わせ先】
Go To Eatキャンペーン相談窓口
☎ 0570-029-200
(平日・土日祝日10:00～17:00)

【詳しくはコチラ】

③ Go To Event キャンペーン

チケット会社経由でイベント・エンターテインメントのチケットを購入すると、2割相当分の割引・クーポン支援。

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月18日 | | |
| 金額(円) | ¥132,000 | | |
| 支払先 | 日高 直樹 | | |
| 内容 | チラシ制作費(A3両面) | | |
| 支払番号 | 51 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領 収 証 三 森 至 加 様 No. _____

金額

¥ 132000-

内 訳 _____

現 金 _____

小 切 手 / _____

手 形 / _____

祝 賀 / 20,000円

消費税率等(10%) / 2,000円

消費税率等(%) _____

但チラシ制作費(A3両面)として

令和2年11月18日 上記正に領収いたしました

〒861-8005

熊本市北区龍田疎内2丁目30-45

日 高 直 樹

電話 090-9652-6956

登録番号



新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

令和2年11月9日時点の情報に基づき作成しています

サラリーマン・パート・アルバイト・年金受給者など

| | | | | |
|-----------------|----|----------------|--|---|
| 収入が減って家計の維持が難しい | 貸付 | 緊急小口資金・総合支援資金 | 緊急小口資金:最大20万円を貸付 総合支援資金:最大20万円/月を貸付(原則3ヶ月以内) | 熊本市社会福祉協議会 ☎ 096-324-5511 |
| | 猶予 | 納税猶予・公共料金の支払猶予 | 国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予 | |
| 病気で会社を休んだ | 給付 | 傷病手当金 | 病気やケガの療養のため、連続4日以上仕事を休んだ場合に一定額を支給 | ・お住いの税務署、市役所、区役所 ・各電気、ガス、電話、NHK事業者 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。 ・東・南区は各区の生活自立支援センター ・中央・西・北区は中央生活自立支援センター |
| 家賃が払えない | 給付 | 住居確保給付金 | 家賃相当額(限度額あり)を自治体から家主へ支給 支払い期間:原則3ヶ月(状況に応じて延長可能) | |

子育て世代

| | | | | |
|------------------|----|-----------------------------|--|---|
| 大学の授業料が払えない | 給付 | 熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内および県外に進学された大学生等のうち、生計維持者の直近の住民税が非課税である学生を対象に、5万円を交付 | 熊本県企画課 ☎ 096-333-2738 9:00~19:00(土日祝も実施) ※準備中ですので、しばらくお待ちください。 |
| 妊産婦への新たな支援事業(予定) | 助成 | 分娩前のウイルス検査費用助成や訪問や電話による相談支援 | 新型コロナウイルス感染症について、妊産婦への新たな支援を開始します。分娩前のウイルス検査費用助成・感染者への相談支援を行います。(実施予定) | |

個人事業主・中小企業・フリーランス

| | | | | |
|----------------|----|-----------------------------|--|--|
| 売上が大幅に減少した | 給付 | 持続化給付金 | 売上が前年同月比で50%以上減 創業直後の企業や事業収入を雑所得などとするフリーランスも対象に 法人:最大200万円、個人事業主:最大100万円を給付 | 持続化給付金相談窓口 ☎ 0120-279-292 熊本県商工政策課 事業継続支援金 専用相談窓口(コールセンター) ☎ 096-333-2828 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-60-3999 熊本県雇用維持奨励金事務局 ☎ 096-355-6977 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15 |
| | 給付 | 熊本県事業継続支援金 | 国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等(個人事業主を含む。)のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者。 (注)なお、国の「持続化給付金」との重複申請(受給)はできません。 | |
| 人件費が払えない | 助成 | ・雇用調整助成金(コロナ特例) ・雇用維持奨励金 | ・休業手当等の最大10割を助成、上限15,000円/日(3月31日以前は上限8,330円/日、上限33万円/月) ・雇用調整助成金を受給した事業主に10万円の奨励金を支給 | 熊本市商業金融課 ☎ 096-328-2424 熊本市民国保年金課 ☎ 096-328-2290 または各区区民課 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322 日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505 商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120-542-711 民間の金融機関 |
| 休業手当を受ける事ができない | 給付 | 新型コロナ対応休業支援金・給付金 | 休業期間中の賃金の支払いを受ける事ができない労働者に対し、休業実績に応じ賃金の8割(上限33万円/月)を支給 | |
| 中小企業等の経営基盤強化 | 補助 | クラウドファンディング活用支援補助金 | クラウドファンディングで資金調達し、①~③のいずれかの事業を行うもの。①新商品または新サービスの開発に関する事業②販路開拓に関する事業③創業に関する事業(補助対象経費)クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料(補助額)2/3(上限額30万円) | |
| 国民健康保険料が支払えない | 減免 | 国民健康保険料の減免 | ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が(3/10以上)見込まれる世帯 | |
| 固定資産税等の軽減 | 減免 | 固定資産税・都市計画税の減免 | 中小企業・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する建物や設備等の来年度(2021年度)の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする | |
| 資金繰りが苦しくなった | 融資 | 実質無利子/低利融資/保証料補助 | 個人事業主、小・中規模企業者の売上高の減少幅に応じて | |
| | 貸付 | スタートアップ・再生支援等資本性劣後ローン | 個人事業主/日本政策金融公庫 小・中規模企業者/日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等 | |

ここに掲載している支援の他に国・県・市の支援がありますのでこちらをご覧ください。



【熊本市コロナ支援ガイドブック】

新型コロナウイルス相談センター
(熊本市役所総合相談センター)
相談窓口
(いずれも24時間対応)
096-364-3222
096-364-3223
096-372-0705
【FAX】096-364-3361
(午前9時~午後7時)

中小企業者等 新型コロナウイルスに関する 総合相談窓口
TEL 096-355-2112
月曜~金曜/午前9時~午後5時 ※毎月第3水曜日除く
【メール】corona-keishien@stspia.jp
【FAX】096-355-2120
※メール・FAXによる相談 24時間受け付けております。回答は、後日返信いたします。
【面談によるご相談】※予約制:096-355-2112にご連絡ください。
○くまもと森都心プラザ4Fビジネス支援センター ☎ 096-355-7402
○熊本市役所別館(自転車駐車場)8階会議室 総合相談窓口

熊本市議会議員(中央区)

みもり



議会通信

秋季号

2020.11

誰もが安心して暮らせるまちづくり!!

熊本城天守閣、来年4月から
内部を一般公開されます!!



ごあいさつ

この11月で熊本地震より4年7か月が経過しました。10月には寸断されていたJR豊肥本線、国道57号線北側復旧ルートならびに57号線現道が開通し復旧・復興は着実に進んでいます。しかし本年初等からの新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちのこれまでの日常が奪われました。自然災害、感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」との立党精神で創造的復興を成し遂げていくため、第6回目の復興会議を開催しました。被災された最後のお一人が安住の地に落ち着かれるまで、また災害に強いまちづくりを実現するため、そして感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



三森りか 熊本市議会議員(中央区) みもりりか



プロフィール
▶ 熊本市出身
▶ 株式会社肥後銀行に8年勤務
▶ 平成27年 熊本市議会議員に初当選
現在2期目
▶ 1964年7月20日生まれ

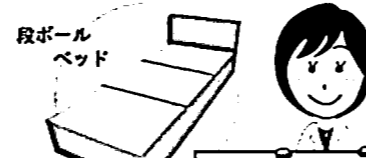
市政・市民相談のご案内

相談場所 : 公明党議員団控室
(熊本市議会棟3階)
所在地 : 熊本市中央区手取本町1-1
電話 : 096-328-2660
FAX : 096-311-5331
相談時間 : 午前9時~午後5時

感染防止と社会経済活動の両立強化への緊急要望

下記の内容は、令和2年7月7日、公明党熊本市議団で新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、市独自の施策の早期執行を要望したものです。(一部抜粋)

- 地域行事再開に伴い、通常活動をはじめ防災・避難訓練等、より具体的な感染防止マニュアルの作成と周知の徹底



- マスク、体温計、消毒液等の資材確保をはじめ、**段ボールベッド**、パーティション等の備蓄の強化

要望が実現化!!

- 「新しい生活様式」に対応する店舗等への感染予防の取組みに要する経費の補助

公明党熊本市議団の要望が実現化されました。

政務活動状況 熊本市議会議員として活動した内容を一部ご紹介します!

スポーツ

ヴォルターズ7勝4敗(11/9現在)
BI昇格目指して頑張れ!!

スポーツ

スポーツ推進員活動 親子ビーチバレー大会
グラウンドゴルフ大会へ審判として参加

勉強会

児童虐待に関する勉強会に参加

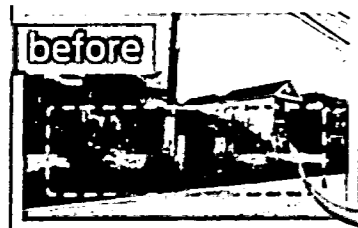
勉強会

ひとり親家庭の支援に対する勉強会に参加

さらに 住みやすい中央区へ 市民相談

中央区大塚町目の雑草を除去しました

雑草に悩まされていましたが、きれいになりました。



市政・市民のご相談は「三森」までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

飲食店等の感染拡大対策支援

補助金の対象者

- 次の①、②のいずれの要件も満たす方
- ①熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業者等
- ②業種別ガイドラインを遵守していること



(A) 小規模改修等補助金

熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する小規模改修・備品購入費に対し、その一部を補助します。対象経費の9/10(限度額27万円)支給。

(B) 換気設備等改修補助金

必要換気量(1人当たり毎時30m³)が確保できていない熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが、必要換気量を確保するために行う換気設備の改修及びそれに伴い必要となる改修を実施した場合、その費用の一部を補助します。対象経費の9/10(限度額135万円)支給。

【受付期間】
令和2年8月21日(金)～
令和2年12月31日(木)
※12月31日消印有効
※予算を超える申し込みがあった場合は、上記期限内で
あっても審査を締め切りますのでご了承ください。

【相談窓口】
熊本市飲食店支援コールセンター
☎ 050-8880-6980
(平日 9:00～17:00)

詳細についてはホームページでご確認ください。



【熊本市】



【事業者専用サイト】

プレミアム商品券・タクシー券

商店街等プレミアム商品券発行支援事業

商店街等が実施するプレミアム付商品券事業に対する助成。

プレミアム付タクシー券販売支援事業

- 【販売及び使用期限】 2020年10月17日～2021年2月28日まで
- 【販売冊数及び】 1冊5,000円にて販売・プレミアム分1,500円(30%)が付きます。
- 【プレミアム助成金額】 1人当たり2冊(10,000円)まで購入可能です。(プレミアム分3,000円)

【お問い合わせ先】
熊本市イベント推進課
☎096-328-2948
各商店街等のホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】
熊本市タクシー協会
☎096-365-6633 (平日 9:00～17:00)

【販売先】
熊本市タクシー商事株式会社
☎096-368-6868 (平日9:00～17:00)

個人事業主・中小企業・フリーランス

家賃支援給付金

5月以降の売り上げが前年同月比で50%以上減又は連続した3か月の前年同月比で30%以上減。家賃半年分の一部を給付。
法人:最大600万円、個人事業主:最大300万円

【お問い合わせ先】家賃支援給付金コールセンター
☎ 0120-653-930(平日・土日祝日8:30～19:00)

【サポートセンター】TKP熊本カンファレンスセンター
熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル9F
※完全予約制(オンライン予約)
※オンライン予約ができない方は☎0120-150-413 **【家賃支援給付金サイト】**

観光事業 Go To キャンペーン

① Go To Travel キャンペーン

- ・国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- ・支援額のうち①旅行代金の割引(35%)②旅行先で使える地域共通クーポン(15%)として付与。
- ・1人1泊あたり2万円が上限。日帰り旅行については、1万円が上限。

【お問い合わせ先】
Go To Travel事務局
☎ 0570-002-442
(10:00～19:00年中無休)

【詳しくはコチラ】

② Go To Eat キャンペーン

【熊本版食事券】「Go To Eatキャンペーン(まもと)」は、国の「Go To Eatキャンペーン」の一環として、熊本県内の飲食店や食材を提供する農林漁業者を応援するため、プレミアム付食事券(購入額の25%分を上乗せ)を発行するものです。

- 購入期間 [申込期間第2期]2020年11月16日(月)～2020年12月13日(日) [申込期間第3期]2020年12月14日(月)～2021年1月31日(日)
- 利用期間(共通) 2020年10月19日(月)～2021年3月31日(水)
- 販売価格 8,000円(税込)(利用可能金額10,000円分1,000円券×10枚)
- 引換・購入先 全国のファミリーマート各店Famiポートにて購入・引き換え
- 購入制限 1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能(回数制限なし)

【お問い合わせ先】
Go To Eatキャンペーン(まもと)事務局
☎ 0570-035-210
(平日9:30～17:30)

【詳しくはコチラ】

【ポイント還元】 オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をしたお客様に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントを付与します。

付与されるポイント 昼食時間帯は500円分 / 夕食時間帯(15:00～)は1,000円分のポイントを付与


【お問い合わせ先】
Go To Eatキャンペーン相談窓口
☎ 0570-029-200
(平日・土日祝日10:00～17:00)

【詳しくはコチラ】

③ Go To Event キャンペーン

チケット会社経由でイベント・エンターテインメントのチケットを購入すると、2割相当分の割引・クーポン支援。

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月22日 | | |
| 金額(円) | ¥600 | | |
| 支払先 | NPC24H熊本県営駐車場 | | |
| 内容 | 市議会報告会(11月22日開催)駐車場代 | | |
| 支払番号 | 52 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |


NPC
24H NPC24H熊本県営駐車場

領 収 書


入車日時 2020年11月22日 16時33分
精算日時 2020年11月22日 19時19分
No.01

| | |
|------------|--------|
| 駐車料金 (一般) | 600円 |
| 料金計 | 600円 |
| 投入現金 | 1,100円 |
| 釣銭額 | 500円 |

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 支 払 証明金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | |
| | | | | | ¥ | 6 | 0 | 0 | |
| 使 途 内 容 | (目的) 市議会報告会（11月22日開催） (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2020年11月22日 (その他) | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1.NPC24H熊本県営駐車場 | | | | | | | | |
| 領収書を徴し 得ない理由 | 宛名がない領収書のため | | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2020年11月 23日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月22日 | | |
| 金額(円) | ¥1,320 | | |
| 支払先 | くまもと県民交流館管理運営共同企業体 | | |
| 内容 | 市議会報告会場使用料(11月22日開催)延長料 | | |
| 支払番号 | 53 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

令和02年11月22日

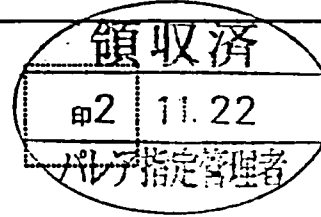
領収番号 01-02-001911

領 収 書

地域サポート中央区 三森 至加 様

¥1,320 —

(但し、施設等使用料として
正に領収致しました)



くまもと県民交流館管理運営共同企業体

1. 使用日当日は、主催者確認のため、申請許可書（コピー可）を必ずご持参ください。
熊本市中央区手取本町8-9
電話(096)355-4300

許可申請書を提示された方にお渡しします。
指定管理者企業体職員

2. 鍵のお渡しは5分前から行います。ただし、前延長されている場合は、お時間ちょうどからのお渡しとなります。


3. 会議室をご使用にならない場合は必ずご連絡ください。

使用日3日前（休館日除く）までに、使用取消届・使用料返還請求書をご提出頂きましたら、半額を返還いたします。

議会報告会等開催報告書

| | |
|-------|------------------------------|
| 会合名 | 三森 至加 市議会報告会 |
| 開催年月日 | 2020年 11月 22日 (火曜日) |
| 開催時間 | 18時 開催 |
| 開催会場 | パレア熊本 |
| 開催会場費 | 9,480円+1,320円 (延長料17時から入った為) |
| 参加人数 | 68名 |
| 開催内容 | 市政報告 |
| 意見等 | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月14日 | | |
| 金額(円) | ¥14,476 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 郵送市議会通信送付 | | |
| 支払番号 | 54 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森至加 様

| | | |
|--------------|------|------------------|
| [別納引受] | | |
| 第一種定形 @94 | 154通 | 28.5g ¥14,476 |
| 小計 | | ¥14,476 |

| | |
|-----------|---------|
| 郵便物引受合計通数 | 154通 |
| 課税計 (10%) | ¥14,476 |
| (内消費税等) | ¥1,316) |
| 非課税計 | ¥0 |

| | |
|-------|---------|
| 合計 | ¥14,476 |
| お預り金額 | ¥15,000 |
| おつり | ¥524 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年12月14日 14:48
担当：[REDACTED]
発行No. 201214A0580 端N11箱10
連絡先：熊本市役所内郵便局
TEL:096-352-4656

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

令和2年11月9日時点の情報に基づき作成しています

サラリーマン・パート・アルバイト・年金受給者など

| | | | | |
|-----------------|----|----------------|--|---|
| 収入が減って家計の維持が難しい | 貸付 | 緊急小口資金・総合支援資金 | 緊急小口資金:最大20万円を貸付 総合支援資金:最大20万円/月を貸付(原則3ヶ月以内) | 熊本市社会福祉協議会 ☎ 096-324-5511 |
| | 猶予 | 納税猶予・公共料金の支払猶予 | 国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予 | |
| 病気で会社を休んだ | 給付 | 傷病手当金 | 病気やケガの療養のため、連続4日以上仕事を休んだ場合に一定額を支給 | お住いの税務署、市役所、区役所 ・電気、ガス、電話、NHK 事業者 |
| 家賃が払えない | 給付 | 住居確保給付金 | 家賃相当額(限度額あり)を自治体から家主へ支給 支払い期間:原則3ヶ月(状況に応じて延長可能) | |



議会通信
秋季号
2020.11
Kumamoto for SDGs

熊本市議会議員(中央区)

みもり
三森りか

誰もが安心して暮らせるまちづくり!!!

子育て世代

| | | | | |
|------------------|----|-----------------------------|--|--|
| 大学等の授業料が払えない | 給付 | 熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内および県外に進学された大学生等のうち、生計維持者の直近の住民税が非課税である学生を対象に、5万円を交付 | 熊本県企画課 ☎ 096-333-2738 9:00~19:00(土日祝も実施) |
| 妊産婦への新たな支援事業(予定) | 助成 | 分娩前のウイルス検査費用助成や訪問や電話による相談支援 | 新型コロナウイルス感染症について、妊産婦への新たな支援を開始します。分娩前のウイルス検査費用助成・感染者への相談支援を行います。(実施予定) | ※準備中ですので、しばらくお待ちください。 |

個人事業主・中小企業・フリーランス

| | | | | |
|----------------|----|-----------------------------|--|--|
| 売上が大幅に減少した | 給付 | 持続化給付金 | 売上が前年同月比で50%以上減 創業直後の企業や事業収入を維持するなどとするフリーランスも対象に 法人:最大200万円、個人事業主:最大100万円を給付 | 持続化給付金相談窓口 ☎ 0120-279-292 |
| | 給付 | 熊本県事業継続支援金 | 国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等(個人事業主を含む。)のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者。 (注)なお、国の「持続化給付金」の重複申請(受給)はできません。 | 熊本県商工政策課 事業継続支援金 専用相談窓口(コールセンター) ☎ 096-333-2828 |
| 人件費が払えない | 助成 | ・雇用調整助成金(コロナ特例) ・雇用維持奨励金 | ・休業手当等の最大10割を助成、上限15,000円/日(3月31日以前は上限8,330円/日、上限33万円/月) ・雇用調整助成金を受給した事業主に10万円の奨励金を支給 | 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-60-3999 熊本県雇用維持奨励金事務局 ☎ 096-355-6977 |
| 休業手当を受ける事ができない | 給付 | 新型コロナ対応休業支援金・給付金 | 休業期間中の賃金の支払いを受けられない労働者に対し、休業実績に応じ賃金の8割(上限33万円/月)を支給 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15 |
| 中小企業等の経営基盤強化 | 補助 | クラウドファンディング活用支援補助金 | クラウドファンディングで資金調達し、①~③のいずれかの事業を行うもの。①新商品または新サービスの開発に関する事業②販路開拓に関する事業③創業に関する事業 (補助対象経費)クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料(補助額)2/3(上限額30万円) | 熊本市商業金融課 ☎ 096-328-2424 |
| 国民健康保険料が支払えない | 減免 | 国民健康保険料の減免 | ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が(3/10以上)見込まれる世帯 | 熊本市国保年金課 ☎ 096-328-2290 または各区分区民課 |
| 固定資産税等の軽減 | 減免 | 固定資産税・都市計画税の減免 | 中小企業・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する建物や設備等の来年度(2021年度)の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする | 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322 |
| 資金繰りが苦しくなった | 融資 | 実質無利子/低利融資/保証料補助 | 個人事業主、小・中規模企業者の売上高の減少幅に応じて | 日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505 商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120-542-711 民間の金融機関 |
| | 貸付 | スタートアップ・再生支援等資本性劣後ローン | 個人事業主/日本政策金融公庫 小・中規模企業者/日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等 | |



熊本城天守閣、来年4月から
内部を一般公開されます!!

ごあいさつ

この11月で熊本地震より4年7か月が経過しました。10月には寸断されていたJR豊肥本線、国道57号線北側復旧ルートならびに57号線現道が開通し復旧・復興は着実に進んでいます。しかし本年初等からの新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちのこれまでの日常が奪われました。自然災害、感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」との立党精神で創造的復興を成し遂げていくため、第6回目の復興会議を開催しました。被災された最後のお一人が安住の地に落ち着かれるまで、また災害に強いまちづくりを実現するため、そして感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



ここに掲載している支援の他に国・県・市の支援がありますのでこちらをご覧ください。



【熊本市コロナ支援ガイドブック】

新型コロナウイルス相談センター
(熊本市生活困窮者相談センター)

相談窓口
(いずれも24時間対応)

096-364-3222
096-364-3223
096-372-0705

[FAX] 096-364-3361
(午前9時~午後7時)

中小企業者等 新型コロナウイルスに関する 総合相談窓口

TEL 096-355-2112

月曜~金曜/午前9時~午後5時 ※毎月第3水曜日除く

【メール】 corona-keieishien@stspiazza.jp
【FAX】 096-355-2120

※メール・FAXによるご相談 24時間受け付けております。回答は、後日返信いたします。

【面談によるご相談】 ※予約制:096-355-2112にご連絡ください。
○くまもと森都心プラザ4Fビジネス支援センター ☎ 096-355-7402
○熊本市役所別館(自転車駐車場)8階会議室 総合相談窓口

三森りか 熊本市議会議員(中央区)

みもり りか

プロフィール

- ▶ 熊本市出身
- ▶ 株式会社肥後銀行に8年勤務
- ▶ 平成27年 熊本市議会議員に初当選
- ▶ 現在2期目
- ▶ 1964年7月20日生まれ

市政・市民相談のご案内

相談場所 : 公明党議員団控室
(熊本市議会棟3階)

所在地 : 熊本市中央区手取本町 1-1

電話 : 096-328-2660

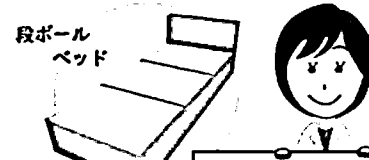
FAX : 096-311-5331

相談時間 : 午前9時~午後5時

感染防止と社会経済活動の両立強化への緊急要望

下記の内容は、令和2年7月7日、公明党熊本市議団で新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、市独自の施策の早期執行を要望したものです。(一部抜粋)

- 地域行事再開に伴い、通常活動をはじめ防災・避難訓練等、より具体的な感染防止マニュアルの作成と周知の徹底



公明党熊本市議団の要望が実現化されました。

- マスク、体温計、消毒液等の資材確保をはじめ、段ボールベッド、パーティション等の備蓄の強化

要望が実現化!!

- 「新しい生活様式」に対応する店舗等への感染予防の取組みに要する経費の補助

政務活動状況 熊本市議会議員として活動した内容を一部ご紹介します!

スポーツ

ヴォルターズ7勝4敗(11/9現在)
BI昇格目指して頑張れ!!

スポーツ

スポーツ推進員活動 親子ビーチバレー大会
グラウンドゴルフ大会へ審判として参加

勉強会

児童虐待に関する勉強会に参加

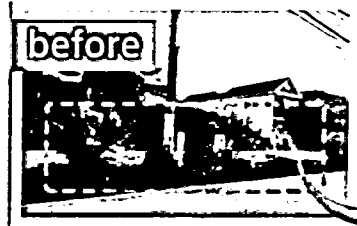
勉強会

ひとり親家庭の支援に対する勉強会に参加

さらに 住みやすい中央区へ 市民相談

中央区大塚町目の雑草を園除しました

雑草に悩まされていましたが、きれいになりました。



市政・市民のご相談は「三森」までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

飲食店等の感染拡大対策支援

補助金の対象者

- 次の①、②のいずれの要件も満たす方
- ①熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業者等
- ②業種別ガイドラインを遵守していること



(A) 小規模改修等補助金

熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する小規模改修・備品購入費に対し、その一部を補助します。対象経費の9/10(限度額27万円)支給。

(B) 換気設備等改修補助金

必要換気量(1人当たり毎時30m³)が確保できていない熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが、必要換気量を確保するために行う換気設備の改修及びそれに伴い必要となる改修を実施した場合、その費用の一部を補助します。対象経費の9/10(限度額135万円)支給。

【受付期間】

令和2年8月21日(金)～
令和2年12月31日(木)

※12月31日消印有効

※予算を超える申し込みがあった場合は、上記要領書内で
あっても数量を認め切りますのでご了承ください。

【相談窓口】

熊本市飲食店支援コールセンター
☎ 050-8880-6980
(平日 9:00～17:00)

詳細についてはホームページでご確認ください。



【熊本市】



【事業者専用サイト】

プレミアム商品券・タクシー券

商店街等プレミアム商品券発行支援事業

商店街等が実施するプレミアム付商品券事業に対する助成。

プレミアム付タクシー券販売支援事業

- 【販売及び使用期限】 2020年10月17日～2021年2月28日まで
- 【販売冊数及び】 1冊5,000円にて販売・プレミアム分1,500円(30%)が付きま。
- 【プレミアム助成金額】 1人当たり2冊(10,000円)まで購入可能です。(プレミアム分3,000円)

【お問い合わせ先】
熊本市イベント推進課
☎096-328-2948

各商店街等のホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】

熊本市タクシー協会
☎096-365-6633 (平日 9:00～17:00)

【販売先】

熊本市タクシー商事株式会社
☎096-368-6868 (平日9:00～17:00)

個人事業主・中小企業・フリーランス

家賃支援給付金

5月以降の売上げが前年同月比で50%以上減又は連続した3か月の前年同月比で30%以上減。家賃半年分の一部を給付。
法人:最大600万円、個人事業主:最大300万円

【お問い合わせ先】家賃支援給付金コールセンター
☎ 0120-653-930(平日・土日祝日8:30～19:00)

【サポートセンター】TKP熊本カンパレンスセンター
熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル9F

※完全予約制(オンライン予約)
※オンライン予約ができない方は☎0120-150-413

【家賃支援給付金サイト】

観光事業 Go To キャンペーン

① Go To Travel キャンペーン

- ・国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- ・支援額のうち①旅行代金の割引(35%)②旅行先で使える地域共通クーポン(15%)として付与。
- ・1人1泊あたり2万円が上限。日帰り旅行については、1万円が上限。

【お問い合わせ先】

Go To Travel事務局
☎ 0570-002-442
(10:00～19:00年中無休)

【詳しくはコチラ】

② Go To Eat キャンペーン

【熊本版食事券】「Go To Eatキャンペーンくまもと」は、国の「Go To Eatキャンペーン」の一環として、熊本県内の飲食店や食材を提供する農林漁業者を応援するため、プレミアム付食事券(購入額の25%分を上乗せ)を発行するものです。

■購入期間 ■【申込期間第2期】2020年11月16日(月)～2020年12月13日(日) 【申込期間第3期】2020年12月14日(月)～2021年1月31日(日)

■利用期間(共通) 2020年10月19日(月)～2021年3月31日(水)

■販売価格 8,000円(税込)(利用可能金額10,000円分1,000円券×10枚)

■引換・購入先 全国ファミリーマート各店Famiポートにて購入・引き換え

■購入制限 1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能(回数制限なし)

【お問い合わせ先】

Go To Eatキャンペーンくまもと事務局
☎ 0570-035-210
(平日9:30～17:30)

【詳しくはコチラ】

【ポイント還元】 オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をしたお客様に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントを付与します。

【付与されるポイント】 昼食時間帯は500円分 / 夕食時間帯(15:00～)は1,000円分のポイントを付与

【お問い合わせ先】

Go To Eatキャンペーン相談窓口
☎ 0570-029-200
(平日・土日祝日10:00～17:00)

【詳しくはコチラ】

③ Go To Event キャンペーン

チケット会社経由でイベント・エンターテインメントのチケットを購入すると、2割相当分の割引・クーポン支援。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

令和2年11月9日時点の情報に基づき作成しています

サラリーマン・パート・アルバイト・年金受給者など

| | | | | |
|-----------------|----|----------------|--|---|
| 収入が減って家計の維持が難しい | 貸付 | 緊急小口資金・総合支援資金 | 緊急小口資金:最大20万円を貸付 総合支援資金:最大20万円/月を貸付(原則3ヶ月以内) | 熊本市社会福祉協議会 ☎ 096-324-5511 ・お住いの税務署、市役所、区役所 ・各電気、ガス、電話、NHK 事業者 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。 ・東・南区は各区の生活自立支援センター ・中央・西・北区は中央生活自立支援センター |
| | 猶予 | 納税猶予・公共料金の支払猶予 | 国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予 | |
| 病気で会社を休んだ | 給付 | 傷病手当金 | 病気やケガの療養のため、連続4日以上仕事を休んだ場合に一定額を支給 | |
| 家賃が払えない | 給付 | 住居確保給付金 | 家賃相当額(限度額あり)を自治体から家主へ支給 支払い期間:原則3ヶ月(状況に応じて延長可能) | |

子育て世代

| | | | | |
|------------------|----|-----------------------------|--|---|
| 大学等の授業料が払えない | 給付 | 熊本県生活困難大学生等のための給付金交付事業 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内および県外に進学された大学生等のうち、生計維持者の直近の住民税が非課税である学生を対象に、5万円を交付 | 熊本県企画課 ☎ 096-333-2738 9:00~19:00(土日祝も実施) ※準備中ですので、しばらくお待ちください。 |
| 妊産婦への新たな支援事業(予定) | 助成 | 分娩前のウイルス検査費用助成や訪問や電話による相談支援 | 新型コロナウイルス感染症について、妊産婦への新たな支援を開始します。分娩前のウイルス検査費用助成・感染者への相談支援を行います。(実施予定) | |

個人事業主・中小企業・フリーランス

| | | | | |
|---------------|----|-----------------------------|--|--|
| 売上が大幅に減少した | 給付 | 持続化給付金 | 売上が前年同月比で50%以上減 創業直後の企業や事業収入を雑所得などとするフリーランスも対象に 法人:最大200万円、個人事業主:最大100万円を給付 | 持続化給付金相談窓口 ☎ 0120-279-292 熊本県商工政策課 事業継続支援金 専用相談窓口(コールセンター) ☎ 096-333-2828 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-60-3999 熊本県雇用維持奨励金事務局 ☎ 096-355-6977 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コール センター ☎ 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15 |
| | 給付 | 熊本県事業継続支援金 | 国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等(個人事業主を含む。)のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者。 (注)なお、国の「持続化給付金」の重複申請(受給)はできません。 | |
| 人件費が払えない | 助成 | ・雇用調整助成金(コロナ特例) ・雇用維持奨励金 | ・休業手当等の最大10割を助成、上限15,000円/日(3月31日以前は上限8,330円/日、上限33万円/月) ・雇用調整助成金を受給した事業主に10万円の奨励金を支給 | 熊本市商業金融課 ☎ 096-328-2424 熊本市国保年金課 ☎ 096-328-2290 または各区分区民課 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322 日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505 商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120-542-711 民間の金融機関 |
| 休業手当を受けられない | 給付 | 新型コロナ対応休業支援金・給付金 | 休業期間中の賃金の支払いを受けられない労働者に対し、休業実績に応じた賃金の8割(上限33万円/月)を支給 | |
| 中小企業等の経営基盤強化 | 補助 | クラウドファンディング活用支援補助金 | クラウドファンディングで資金調達し、①~③のいずれかの事業を行うもの。①新商品または新サービスの開発に関する事業②販路開拓に関する事業③創業に関する事業(補助対象経費)クラウドファンディング運営事業者へ支払う手数料(補助額)2/3(上限額30万円) | |
| 国民健康保険料が支払えない | 減免 | 国民健康保険料の減免 | ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が(3/10以上)見込まれる世帯 | |
| 固定資産税等の軽減 | 減免 | 固定資産税・都市計画税の減免 | 中小企業・小規模事業者(個人事業者含む)の保有する建物や設備等の来年度(2021年度)の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする | |
| 資金繰りが苦しくなった | 融資 | 実質無利子/低利融資/保証料補助 | 個人事業主、小・中規模企業者の売上高の減少幅に応じて | |
| | 貸付 | スタートアップ・再生支援等資本性劣後ローン | 個人事業主/日本政策金融公庫 小・中規模企業者/日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等 | |

ここに掲載している支援の他に国・県・市の支援がありますのでこちらをご覧ください。



【熊本市コロナ支援ガイドブック】

新型コロナウイルス相談センター
(熊本市・各区区民課相談センター)

相談窓口
(いずれも24時間対応)

096-364-3222
096-364-3223
096-372-0705

[FAX] 096-364-3361
(午前9時~午後7時)

中小企業者等 新型コロナウイルスに関する 総合相談窓口

TEL 096-355-2112

月曜~金曜/午前9時~午後5時 ※毎月第3水曜日除く

【メール】 corona-keieishien@stspalaza.jp
【FAX】 096-355-2120

※メール・FAXによるご相談 24時間受け付けております。回答は、後日返信いたします。

【面談によるご相談】 ※予約制:096-355-2112にご連絡ください。
〇くまもと森都心プラザ4Fビジネス支援センター ☎ 096-355-7402
〇熊本市役所別館(自転車駐車場)8階会議室 総合相談窓口

熊本市議会議員(中央区)

みもり

三森りか



議会通信

秋季号

2020.11

誰もが安心して暮らせるまちづくり!!!

熊本城天守閣、来年4月から
内部を一般公開されます!!



ごあいさつ

この11月で熊本地震より4年7か月が経過しました。10月には寸断されていたJR豊肥本線、国道57号線北側復旧ルートならびに57号線現道が開通し復旧・復興は着実に進んでいます。しかし本年初等からの新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちのこれまでの日常が奪われました。自然災害、感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」との立党精神で創造的復興を成し遂げていくため、第6回目の復興会議を開催しました。被災された最後のお一人が安住の地に落ち着かれるまで、また災害に強いまちづくりを実現するため、そして感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



三森りか 熊本市議会議員(中央区) みもりりか



プロフィール
▶ 熊本市出身
▶ 株式会社肥後銀行に8年勤務
▶ 平成27年
熊本市議会議員に初当選
現在2期目
▶ 1964年7月20日生まれ

市政・市民相談のご案内

相談場所 : 公明党議員団控室
(熊本市議会棟3階)

所在地 : 熊本市中央区手取本町 1-1

電話 : 096-328-2660

FAX : 096-311-5331

相談時間 : 午前9時~午後5時

感染防止と社会経済活動の両立強化への緊急要望

下記の内容は、令和2年7月7日、公明党熊本市議団で新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、市独自の施策の早期執行を要望したものです。(一部抜粋)

○ 地域行事再開に伴い、通常活動をはじめ防災・避難訓練等、より具体的な感染防止マニュアルの作成と周知の徹底



要望が実現化!!

○ マスク、体温計、消毒液等の資材確保をはじめ、**段ボールベッド**、パーティション等の備蓄の強化

要望が実現化!!

○ 「新しい生活様式」に対応する店舗等への感染予防の取組みに要する経費の補助

公明党熊本市議団の要望が実現化されました。

政務活動状況 熊本市議会議員として活動した内容を一部ご紹介します!

スポーツ

ヴォルターズ7勝4敗(11/9現在)
81昇格目指して頑張れ!!

スポーツ

スポーツ推進員活動 親子ビーチバレー大会
グラウンドゴルフ大会へ審判として参加

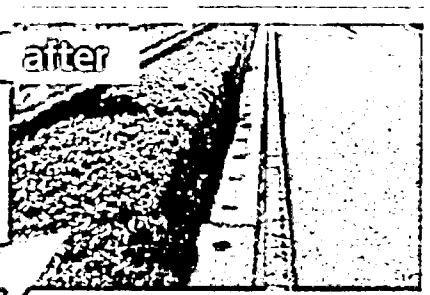
勉強会

児童虐待に関する勉強会に参加

勉強会

ひとり親家庭の支援に対する勉強会に参加

さらに 住みやすい中央区へ 市民相談



市政・市民のご相談は「三森」までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援について

飲食店等の感染拡大対策支援

補助金の対象者

次の①、②のいずれの要件も満たす方
①熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業者等
②業種別ガイドラインを遵守していること



(A)小規模改修等補助金

熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する小規模改修・備品購入費に対し、その一部を補助します。対象経費の9/10(限度額27万円)支給。

(B)換気設備等改修補助金

必要換気量(1人当たり毎時30m³)が確保できていない熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスが、必要換気量を確保するために行う換気設備の改修及びそれに伴い必要となる改修を実施した場合、その費用の一部を補助します。対象経費の9/10(限度額135万円)支給。

【受付期間】

令和2年8月21日(金)～
令和2年12月31日(木)

※12月31日消印有効
※予算を超える申し込みがあった場合は、上記事業金内であっても事業を締め切りますのでご了承ください。

【相談窓口】

熊本市飲食店支援コールセンター
☎ 050-8880-6980
(平日 9:00～17:00)

詳細についてはホームページでご確認ください。



【熊本市】



【事業者専用サイト】

プレミアム商品券・タクシー券

商店街等プレミアム商品券発行支援事業

商店街等が実施するプレミアム付商品券事業に対する助成。

【お問い合わせ先】
熊本市イベント推進課
☎096-328-2948

各商店街等のホームページでご確認ください。

プレミアム付タクシー券販売支援事業

【販売及び使用期限】 2020年10月17日～2021年2月28日まで
【販売冊数及び】 1冊5,000円にて販売・プレミアム分1,500円(30%)が付きます。
【プレミアム助成金額】 1人当たり2冊(10,000円)まで購入可能です。(プレミアム分3,000円)

【お問い合わせ先】
熊本市タクシー協会
☎096-365-6633 (平日 9:00～17:00)

【販売先】
熊本市タクシー商事株式会社
☎096-368-6868 (平日9:00～17:00)

個人事業主・中小企業・フリーランス

家賃支援給付金

5月以降の売り上げが前年同月比で50%以上減又は連続した3か月の前年同月比で30%以上減。家賃半年分の一部を給付。
法人:最大600万円、個人事業主:最大300万円

【お問い合わせ先】家賃支援給付金コールセンター
☎ 0120-653-930(平日・土日祝日8:30～19:00)

【サポートセンター】TKP熊本カンファレンスセンター
熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル9F
※完全予約制(オンライン予約)
※オンライン予約ができない方は☎0120-150-413



【家賃支援給付金サイト】

観光事業 Go To キャンペーン

① Go To Travel キャンペーン

・国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
・支援額のうち①旅行代金の割引(35%)②旅行先で使える地域共通クーポン(15%)として付与。
・1人1泊あたり2万円が上限。日帰り旅行については、1万円が上限。

【お問い合わせ先】
Go To Travel事務局
☎ 0570-002-442
(10:00～19:00年中無休)

【詳しくはコチラ】



② Go To Eat キャンペーン

【熊本版食券】「Go To Eatキャンペーンくまもと」は、国の「Go To Eatキャンペーン」の一環として、熊本県内の飲食店や食材を提供する農林漁業者を応援するため、プレミアム付食券(購入額の25%分を上乗せ)を発行するものです。

■購入期間 ■【申込期間第2期】2020年11月16日(月)～2020年12月13日(日)【申込期間第3期】2020年12月14日(月)～2021年1月31日(日)

■利用期間(共通) 2020年10月19日(月)～2021年3月31日(水)

■販売価格 8,000円(税込)(利用可能金額10,000円分1,000円券×10枚)

■引換・購入先 全国ファミリーマート各店Famiポートにて購入・引き換え

■購入制限 1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能(回数制限なし)

【お問い合わせ先】
Go To Eatキャンペーンくまもと事務局
☎ 0570-035-210
(平日9:30～17:30)

【詳しくはコチラ】



【ポイント還元】オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をしたお客様に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントを付与します。

【付与されるポイント】昼食時間帯は500円分 / 夕食時間帯(15:00～)は1,000円分のポイントを付与

【お問い合わせ先】
Go To Eatキャンペーン相談窓口
☎ 0570-029-200
(平日・土日祝日10:00～17:00)


【詳しくはコチラ】



③ Go To Event キャンペーン

チケット会社経由でイベント・エンターテインメントのチケットを購入すると、2割相当分の割引・クーポン支援。

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月14日 | | |
| 金額(円) | ¥84 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | ぼうさい塾受講申し込み | | |
| 支払番号 | 55 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森至加 様

[販売]
84円普通切手
84円 1枚 ¥84

小計 ¥84


課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥84

△計 ¥84
□計 ¥84
お預り金額 ¥84



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年12月14日 11:39
担当：[REDACTED]
発行No. 201214J9952 端N10箱20
連絡先：熊本市役所内郵便局
TEL:096-352-4656

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月14日 | | |
| 金額(円) | ¥200 | | |
| 支払先 | 水前寺3丁目ゴシパーキング | | |
| 内容 | <div style="background-color: black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></div> さん市民相談 駐車場代 | | |
| 支払番号 | 56 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書 添付用紙

水前寺3丁目丁'カ'キ'ク'


☆ 領収証 ☆

No. 03


入庫 20/12/14 19:27:08
精算 20/12/14 20:50:55

現金 200円

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | | | | | | ¥ | 2 | 0 | 0 |
| 使途内容 | (目的) ■■■さん市民相談 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2020年12月14日 (その他) | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. 水前寺3丁目ゴシパーキング | | | | | | | | |
| 領収書を徴し 得ない理由 | 宛名がない領収書のため | | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2020年12月 15日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月16日 | | |
| 金額(円) | ¥200 | | |
| 支払先 | アルゴパーク壺川小前 | | |
| 内容 | <div style="background-color: black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></div> さん市民相談 駐車場代 | | |
| 支払番号 | 57 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

.....領収書.....


-----車室 No.5 -----

入庫時刻 12月16日 19時23分
精算時刻 12月16日 20時40分


受領金額 200円
2020年12月16日20時40分 発行

アルゴパーク壺川小前

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 2 | 0 |
| 使 途 内 容 | (目的) ■■■さん市民相談 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2020年12月16日 (その他) | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. アルゴパーク壺川小前 | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため 感熱紙で印字が薄いため | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2020年12月 17日 <div style="text-align: right;"> 議員名 三森 至加  </div> | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年12月16日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥212</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>ドラッグストアモリ</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>スティックのり</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>58</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |

領収書 添付用紙

三森りか様



ドラッグストアモリ

領収証

本荘店 096-364-0255

低分子コラーゲン配合!敏感肌や
トラブル肌におすすめの化粧品!
プロテアール!
「控」印はセルフケア用品税制対象品
「*」印は軽減税率8%対象品です
2020年12月16日(水)17:14 レシ0005

賈No00000005005


接客販売員 XXXXXXXXXX

| | |
|------------------------|-------|
| スティックのりスーパークール PSGSE12 | |
| 2コX単106 | ¥212 |
| 合計 | ¥212 |
| (内10% タイショウ | ¥212) |
| (内10% | ¥19) |
| (税合計 | ¥19) |
| お預り | ¥220 |
| お釣り | ¥8 |
| お買上点数 | 2点 |

***** ポイント情報 *****

| | |
|----------|-------|
| 獲得ポイント明細 | |
| お買上ポイント | 0P |
| 合計獲得ポイント | 0P |
| 前回ポイント | 1182P |
| 総ポイント | 1182P |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月19日 | | |
| 金額(円) | ¥200 | | |
| 支払先 | セイワパーク新町3丁目 | | |
| 内容 | <div style="background-color: black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block;"></div> さん市民相談 駐車場代 | | |
| 支払番号 | 59 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

.....領収書.....


-----車室 No.2 -----

入庫時刻 12月19日 12時49分
精算時刻 12月19日 14時04分


受領金額 200円
2020年12月19日14時05分 発行

セイワパーク新町3丁目

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | | | | | | ¥ | 2 | 0 | 0 |
| 使 途 内 容 | (目的) ■■■さん市民相談 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2020年12月19日 (その他) | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. セイワパーク新町3丁目 | | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため | | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2020年12月 20日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月24日 | | |
| 金額(円) | ¥13,944 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 郵送市議会通信送付 | | |
| 支払番号 | 60 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森至加 様

[別納引受]
第一種定形 21.0g
084 166通 ¥13,944

小計 ¥13,944

郵便物引受合計通数 166通
課税計(10%) ¥13,944
(内消費税等 ¥1,267)
非課税計 ¥0

合計 ¥13,944
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥6,056



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年12月24日 15:57
担当：[REDACTED]
発行No. 201224A9554 端N10箱20
連絡先：熊本市役所内郵便局
TEL:096-352-4656

ご挨拶

拝啓

師走の候 皆さまには、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、ご支援いただき厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、仕事や家庭に大変な影響を受けておられる皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。只々一日も早い収束を願うばかりです。体調には十分にお気を付けください。

自然災害・感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」の立党精神のもと、創造的復興を成し遂げていくため、政治をリードする役割を果たし、災害に強いまちづくりを実現するため、感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。

一年間大変にお世話になりました。新型コロナウイルス感染症のため直接のご挨拶は控えさせていただきます。

今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。来年が皆様にとりまして、素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げます。略儀ながら、書中をもって年末のご挨拶申し上げます。

敬具

令和二年 師走

熊本市議会議員

三森 りか



熊本市議会議員(中央区)

みもり

三森

りか

議会通信

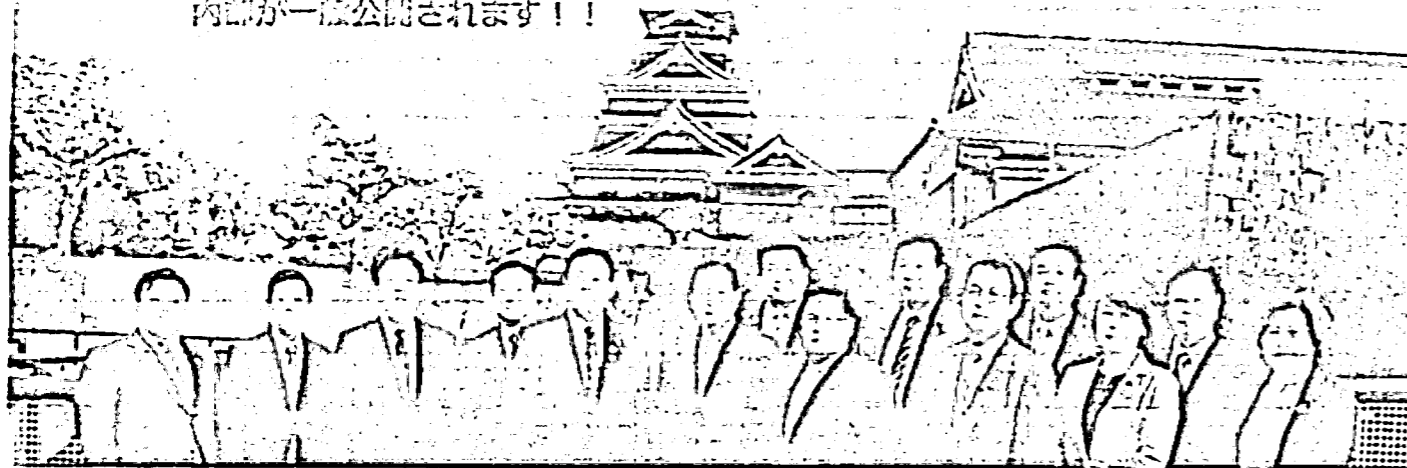


Kumamoto
for SDGs

発行：三森 りか 熊本市中央区帯山5-38-10-501

誰もが安心して暮らせるまちづくり

熊本城天守閣、来年4月から
内部が一般公開されます！！



ごあいさつ

新型コロナウイルス感染が収束しない中、これまでの日常生活が大きく奪われ、皆様におかれましては不安な日々をお過ごしかと存じます。

自然災害・感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」との立党精神のもと、創造的復興を成し遂げていくため、政治をリードする役割を果たし、災害に強いまちづくりを実現するため、そして感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。

今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

三森 至加 熊本市議会議員(中央区)
みもり りか

=プロフィール=

- ▶熊本学園大付属高校卒業
- ▶株式会社肥後銀行に8年勤務
- ▶平成27年 熊本市議会議員に初当選
- ▶総務常任委員会委員
- ▶広報委員会委員長
- ▶都市計画審議会委員
- ▶1964年7月20日 熊本市生まれ

相談場所：公明党議員団控室
(熊本市議会棟3階)

所在地：熊本市中央区手取本町1-1

電話：096-328-2660

FAX：096-311-5331

相談時間：午前9時～午後5時



政策要望書を大西市長に提出

公明党熊本市議団は、ポストコロナを見据えて、希望と安心の未来を開き、誰一人取り残さない、孤立させない、包容力と温かみのある社会を築いていくため、“つながり”“支え合う”社会をつくる必要があります。

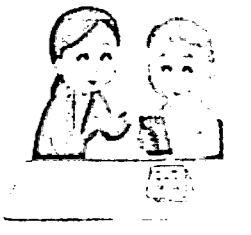
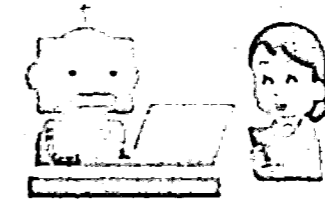
5項目の重点政策をキーワードに197項目について政策要望を行いました。

1. 感染症や災害に強い安心安全のまちに！
2. 女性と若者が輝くまちに！
3. 活力ある経済と観光で賑わうまちに！
4. 未来輝く教育と福祉のまちに！
5. 環境豊かな「水と森のまち」に！
6. その他



熊本市対応として

- 児童家庭支援センターの設置に向けて、準備を進めている。
- 暗所視支援眼鏡を日常生活用具として給付対象に追加していく。
- 行政手続き案内「くらしの手続きガイド」導入予定 令和3年1月
- 「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」を策定。
このプランに基づき、市民生活や経済への影響を分析し、必要な施策を計画的に実施していく。
- 認知症高齢者の行方不明時の早期発見・保護のためにQRコードを活用したサービスの導入を行う。



【レベル5 厳戒警報】

熊本市民のみなさまへの要請 2020.12.18

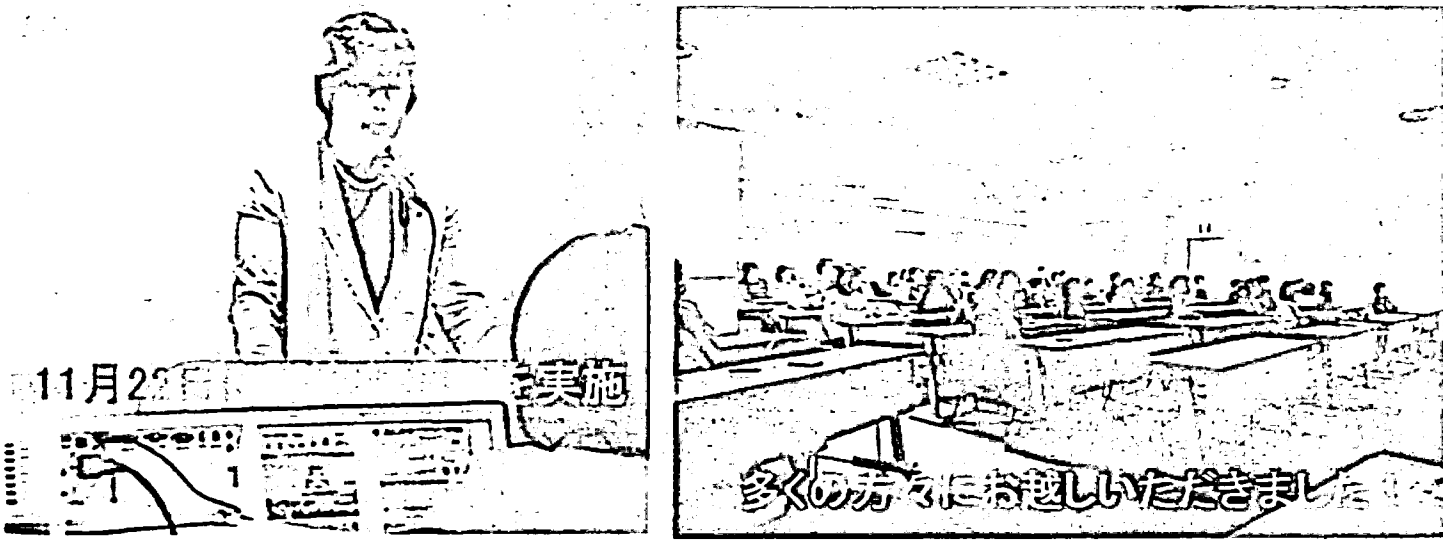


市民のみなさまへの要請①

同居するご家族等“以外”との
会食は控えてください!

市民のみなさまへの要請②

高齢者及び基礎疾患のある方は
不要不急の外出を控えてください!



児童育成クラブのサービスが拡充されます

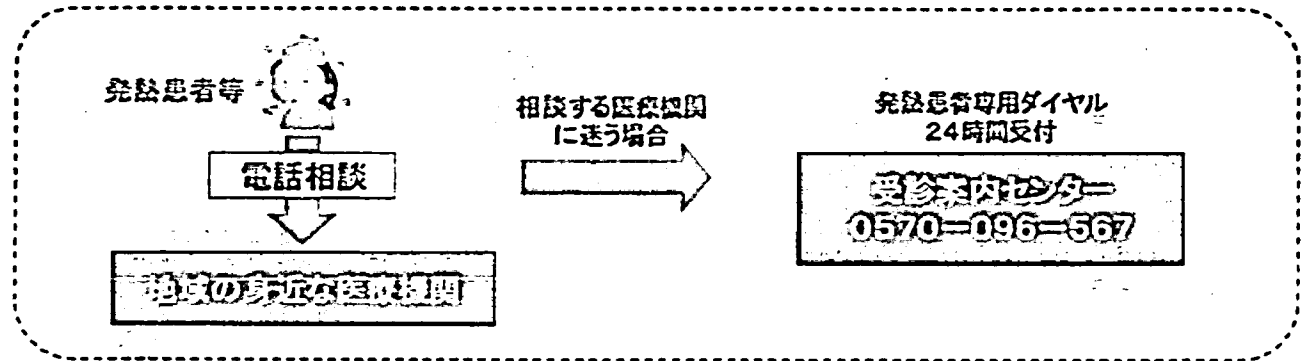
| | 現行 | 拡充内容 | 開始時期 |
|-------|-------|-------|---------------|
| 開設時間 | 18時まで | 19時まで | 令和3年10月(市内一斉) |
| 高学年受入 | 3年生まで | 6年生まで | 令和2~7年度(順次) |

高学年の受入れ

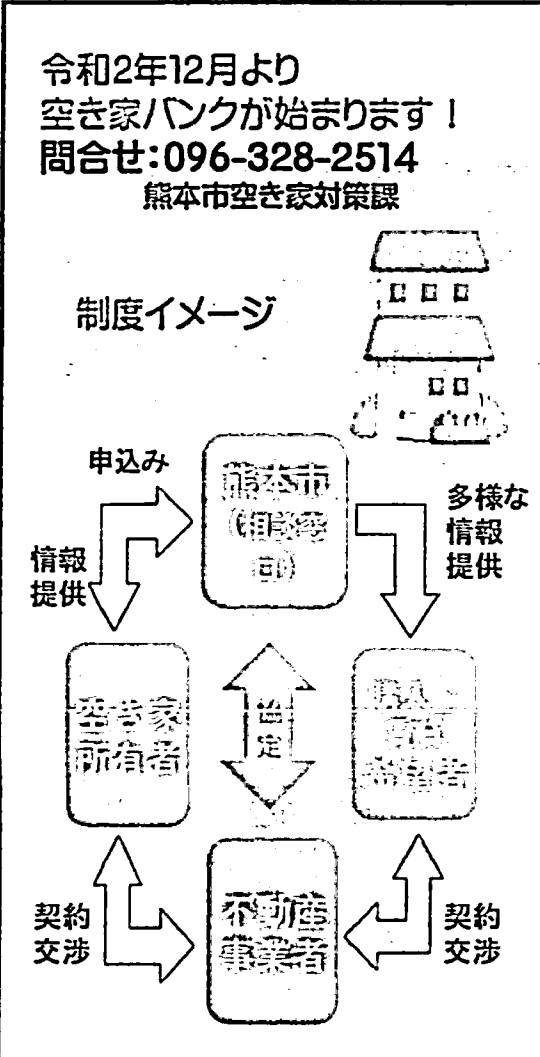
| | |
|---------|---------------------------------------|
| 令和2年度 | 硯台・古町・河内・奥古閑・農徳・銭塘・鮎田西・高橋 |
| 令和3年度 | 白川・一新・日吉・力合・泉ヶ丘・小島・城南・若葉・帯山西・西里・杉上 |
| 令和4~7年度 | 施設の狭隘さ解消と支援員確保を進め令和7年度を目途に全クラブで受入れを実施 |

発熱等の症状のある方の受診相談体制等

- 1 発熱等の症状がある場合について
- これまでは、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるときは、熊本市新型コロナ相談センターにご相談いただいていたましたが、季節性インフルエンザの流行に向けて、11月から発熱等の症状が出た際の相談窓口が変わりました。
 - 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることは非常に困難ですので発熱等の症状がある場合は、直接医療機関へ行くことは避け、まずはかかりつけ医など地域の身近な医療機関にお電話にてご相談をお願いします。



- 2 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談について
- ・ 接触確認アプリ(ココア)が反応した
 - ・ クラスターが発生した飲食店を利用して不安だ 等
- 熊本市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(24時間受付) 096-300-5909



女性優先車両試験導入

令和2年(2020年)9月14日(月)から実施していた女性専用車両の試験導入については、これまでの結果を踏まえ、さらに多くの利用者からのご意見を伺い、引き続き検討を深める必要があると判断し、令和2年(2020年)12月28日(月)までとしていた導入期間を令和3年(2021年)3月31日(水)まで延長いたします。


また、延長に当たっては、これまでいただいたご意見を踏まえ、「女性優先車両」に表現を改めたうえで実施いたします。

【運行内容】※試験導入期間以外に変更ありません。

- 1試験導入期間
令和2年(2020年)9月14日(月)~令和3年(2021年)3月31日(水)
※平日(月曜日~金曜日)のみ運行。
- 2実施区間 市電全線
- 3対象車両 全ての普通電車(2両編成)
- 4車両位置 運行方向に対し後方の車両
- 5運行時間帯 平日朝7時~9時の間
- 6運行本数
 - ・ A系統上り(健軍町⇒田崎駅): 2本
 - ・ B系統上り(健軍町⇒上熊本): 2本
 - ・ A系統下り(田崎駅⇒健軍町): 3本
 - ・ B系統下り(上熊本⇒健軍町): 1本 合計8本

※ただし、定期点検やタイヤのめくれ等の都合により普通電車(2両編成)から一般電車(1両)での運行に変更することがあります。その場合は、女性優先車両対象外といたします。

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月28日 | | |
| 金額(円) | ¥11,508 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 郵送市議会通信送付 | | |
| 支払番号 | 61 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森至加 様

[別納引受]

第一種定形

084 137通 ¥11,508

小計 ¥11,508

郵便物引受合計通数 137通

課税計(10%) ¥11,508

(内消費税等 ¥1,046)

非課税計 ¥0

合計 ¥11,508

お預り金額 ¥12,000

おつり ¥492



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

取扱日時：2020年12月28日 14:34

担当：[REDACTED]

発行No. Z01Z28A9664 端N10箱20

連絡先：熊本市役所内郵便局

TEL:096-352-4656

ご挨拶

拝啓

師走の候 皆さまには、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、ご支援いただき厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、仕事や家庭に大変な影響を受けておられる皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。只々一日も早い収束を願うばかりです。体調には十分にお気を付けください。

自然災害・感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」の立党精神のもと、創造的復興を成し遂げていくため、政治をリードする役割を果たし、災害に強いまちづくりを実現するため、感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。

一年間大変にお世話になりました。新型コロナウイルス感染症のため直接のご挨拶は控えさせていただきます。

今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。来年が皆様にとりまして、素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げます。略儀ながら、書中をもって年末のご挨拶申し上げます。

敬具

令和二年 師走

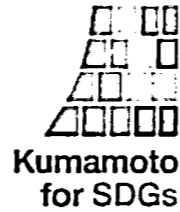
熊本市議会議員

三森 りか

熊本市議会議員(中央区)



みもり
三森 りか 議会通信



発行：三森 りか 熊本市中央区帯山5-38-10-501

誰もが安心して暮らせるまちづくり

熊本城天守閣、来年4月から
内部が一般公開されます！！



ごあいさつ

新型コロナウイルス感染が収束しない中、これまでの日常生活が大きく奪われ、皆様におかれましては不安な日々をお過ごしかと存じます。

自然災害・感染症等の猛威により傷ついた今こそ「大衆とともに」との立党精神のもと、創造的復興を成し遂げていくため、政治をリードする役割を果たし、災害に強いまちづくりを実現するため、そして感染症拡大の防止、経済支援に全力で取り組んでまいります。

今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

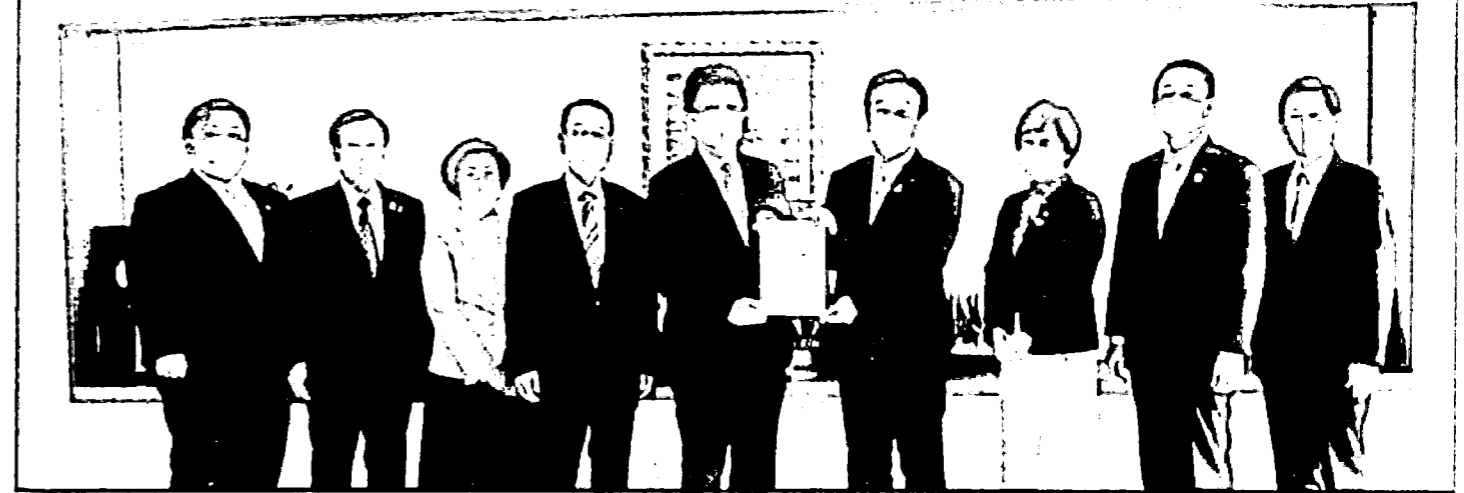
三森 至加 熊本市議会議員(中央区)
みもり りか

=プロフィール=

- ▶熊本学園大付属高校卒業
- ▶株式会社肥後銀行に8年勤務
- ▶平成27年 熊本市議会議員に初当選
- ▶総務常任委員会委員
- ▶広報委員会委員長
- ▶都市計画審議会委員
- ▶1964年7月20日 熊本市生まれ

お問い合わせ先

相談場所：公明党議員団控室
(熊本市議会棟3階)
所在地：熊本市中央区手取本町1-1
電話：096-328-2660
FAX：096-311-5331
相談時間：午前9時～午後5時



政策要望書を大西市長に提出

公明党熊本市議団は、ポストコロナを見据えて、希望と安心の未来を開き、誰一人取り残さない、孤立させない、包容力と温かみのある社会を築いていくため、“つながり”“支え合う”社会をつくる必要があります。
5項目の重点政策をキーワードに197項目について政策要望を行いました。

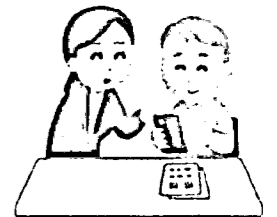
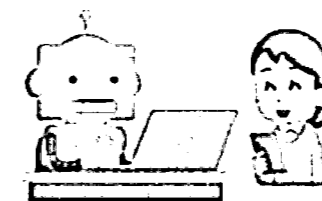


1. 感染症や災害に強い安心安全のまちに！
2. 女性と若者が輝くまちに！
3. 活力ある経済と観光で賑わうまちに！
4. 未来輝く教育と福祉のまちに！
5. 環境豊かな「水と森のまち」に！
6. その他



熊本市対応として

- 児童家庭支援センターの設置に向けて、準備を進めている。
- 暗所視支援眼鏡を日常生活用具として給付対象に追加していく。
- 行政手続き案内「くらしの手続きガイド」導入予定 令和3年1月
- 「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」を策定。
このプランに基づき、市民生活や経済への影響を分析し、必要な施策を計画的に実施していく。
- 認知症高齢者の行方不明時の早期発見・保護のためにQRコードを活用したサービスの導入を行う。



【レベル5 厳戒警報】

熊本市民のみなさまへの要請 2020.12.18



市民のみなさまへの要請①

同居するご家族等“以外”との
会食は控えてください!

市民のみなさまへの要請②

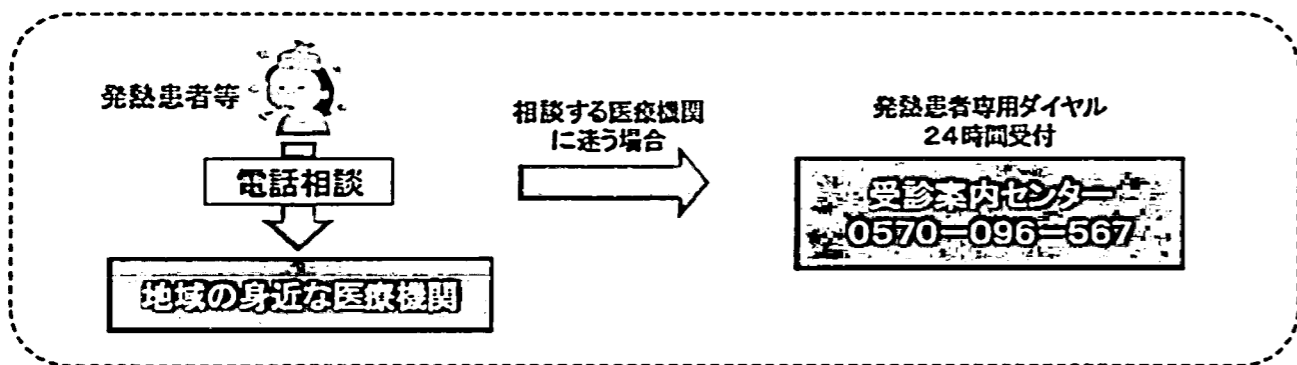
高齢者及び基礎疾患のある方は
不要不急の外出を控えてください!



発熱等の症状のある方の受診・相談体制等

1 発熱等の症状がある場合について

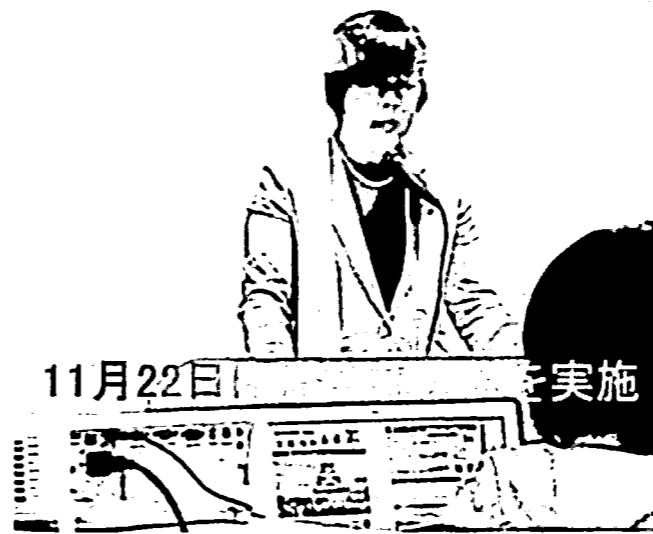
- これまでは、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるときは、熊本市新型コロナ相談センターにご相談いただいていたましたが、季節性インフルエンザの流行に向けて、11月から発熱等の症状が出た際の相談窓口が変わりました。
- 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることは非常に困難ですので発熱等の症状がある場合は、**直接医療機関へ行くことは避け**、まずはかかりつけ医など地域の身近な医療機関にお電話にてご相談をお願いします。



2 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談について

- ※ 接触確認アプリ(ココア)が反応した
- ※ クラスターが発生した飲食店を利用して不安だ 等

熊本市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(24時間受付) 096-300-5909



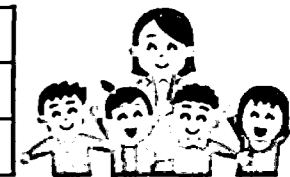
11月22日 相談窓口を実施



多くの市民にお越しいただきました

児童育成クラブのサービスが拡充されます

| | 現行 | 拡充内容 | 開始時期 |
|-------|-------|-------|---------------|
| 開設時間 | 18時まで | 19時まで | 令和3年10月(市内一斉) |
| 高学年受入 | 3年生まで | 6年生まで | 令和2~7年度(順次) |

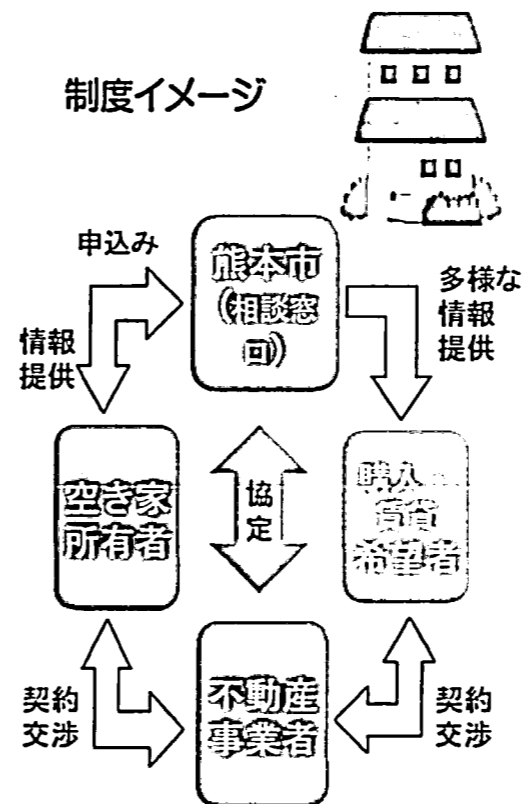


高学年の受入れ

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 令和2年度 | 硯台・古町・河内・奥古閑・慶徳・銭塘・飽田西・高橋 |
| 令和3年度 | 白川・一新・日吉・力合・泉ヶ丘・小島・城南・若葉・帯山西・西里・杉上 |
| 令和4~7年度 | 施設の狭隘さ解消と支援員確保を進め令和7年度を目途に全クラブで受入れを実施 |

令和2年12月より
空き家バンクが始まります!
問合せ:096-328-2514
熊本市空き家対策課

制度イメージ



女性優先車両試験導入

令和2年(2020年)9月14日(月)から実施していた女性専用車両の試験導入については、これまでの結果を踏まえ、さらに多くの利用者からのご意見を伺い、引き続き検討を深める必要があると判断し、令和2年(2020年)12月28日(月)までとしていた導入期間を令和3年(2021年)3月31日(水)まで延長いたします。

また、延長に当たっては、これまでいただいたご意見を踏まえ、「女性優先車両」に表現を改めたうえで実施いたします。

【運行内容】※試験導入期間以外に変更ありません。

1試験導入期間
令和2年(2020年)9月14日(月)~令和3年(2021年)3月31日(水)
※平日(月曜日~金曜日)のみ運行。

2実施区間 市電全線

3対象車両 全ての低床電車(2両編成)

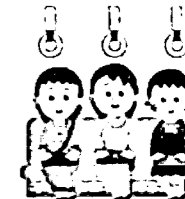
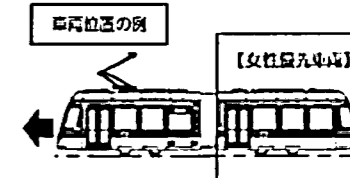
4車両位置 進行方向に対し後方の車両

5運行時間帯 平日朝7時~9時の間


6運行本数

- ・A系統上り(健軍町→田崎橋):2本
- ・B系統上り(健軍町→上熊本):2本
- ・A系統下り(田崎橋→健軍町):3本
- ・B系統下り(上熊本→健軍町):1本 合計8本

※ただし、定期点検やダイヤの乱れ等の都合により低床電車(2両編成)から一般車両(1両)での運行に変更することがあります。その場合は、女性優先車両対象外といたします。



支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>①調査研究費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和3年1月9日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥400</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>いれとこ小沢町1丁目パーキング</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>■■■■さん市民相談 駐車場代</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>62</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |

.....領収書.....


-----車室 No.13-----

入庫時刻 01月09日 13時52分
精算時刻 01月09日 15時25分


受領金額 400円
2021年01月09日15時25分 発行

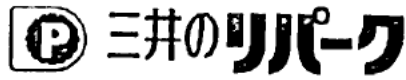
いれとこ小沢町1丁目
パーキング

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 4 | 0 |
| 使 途 内 容 | (目的) ■■■さん市民相談 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2021年1月9日 (その他) | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. いれとこ小沢町1丁目パーキング | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2021年1月 20日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年1月20日 | | |
| 金額(円) | ¥600 | | |
| 支払先 | 三井のリパーク | | |
| 内容 | 熊本駅視察 駐車場代 | | |
| 支払番号 | 63 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |



リパークJR熊本駅前

ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。
<http://www.rpark.jp>


領 収 書

| | |
|------------|----------------------|
| 精算機 #01 | A 精算No.000272 |
| 車室番号 (自動車) | 17 |
| 入庫時刻 | 2021年 1月20日(水) 10:39 |
| 精算時刻 | 2021年 1月20日(水) 13:38 |
| 駐車料金 | A料金 600円 |
| ===== | |
| 合 計 | 600円 |
| 現金入金額 | 1,000円 |
| 釣銭 | 400円 |
| 現金領収金額 | 600円 |


T会員番号 *****
付与ポイント 3PT

本日付与されたポイントは翌日以降に
反映されます。
Tカードが無効の場合、Tポイントは
貯まりません。詳細は
www.tsite.jpにてご確認ください。

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | | | | | | ¥ | 6 | 0 | 0 |
| 使 途 内 容 | (目的) 熊本駅視察 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2021年1月20日 (その他) | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. 三井のリパーク | | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため | | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2021年1月 21日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月2日 | | |
| 金額(円) | ¥140 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 市民相談資料送付 | | |
| 支払番号 | 64 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森 至加 様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内) 55.5g
0140 1通 ¥140

小計 ¥140

郵便物引受合計通数 1通
課税計(10%) ¥140
(内消費税等 ¥12)
非課税計 ¥0

合計 ¥140
お預り金額 ¥140



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 3月 2日 13:44
担当: XXXXXXXXXX
発行No. Z1U30ZA3127 端N11箱10
連絡先: 熊本市役所内郵便局
TEL: 096-352-4656

①高インスリン性低血糖症の難病指定の見込みについて

②低所得者の医療費支援について

【①への回答:厚生労働省健康局難病対策課】

○難病法に基づく指定難病の指定については、発病機構が明らかでなく、治療方法が確立しておらず、

稀少な疾病であり、長期の療養を必要とし、客観的診断基準が確立しているという要件全てを満たす疾病として

厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定することとしております。

○各要件を満たすかどうかの具体的な検討は、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会において、

関係学会や研究班から提案のあった疾病について医学的見地から検討が行われます。

「高インスリン性低血糖症」は、これまでのところ関係学会等からの提案がない状態です。

○なお、ご参考までに、比較的に疾病名の類似性が高いものとして、

「先天性高インスリン血症」は、H27、H28において議論され、

「長期の療養を必要とする」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病、

「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている」との要件を満たしていないと考えられる疾病とされている旨、

併せて情報提供させていただきます。

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000->

[Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000178847.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000178847.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000452753.pdf>

【②への回答:厚生労働省保険局保険課】

○現在、医療保険制度においては、所得にかかわらず、原則3割の自己負担をいただいています。

○一方で、医療費の負担が過度なものにならないよう、所得に応じた上限額を設けています。

↓

(高額療養費制度)

高額療養費制度においては、被保険者の年齢や所得に応じて1ヶ月あたりの医療費の上限額が設定されており、

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限額を超えた場合、その超えた額が支給されることとなります。

年齢や所得による具体的な上限額等については、添付の資料をご覧いただければと思います。

以上です。

平成27年度における指定難病検討委員会の検討において
指定難病の要件を満たしていないと判断された疾病(一覧)

「発病の機構が明らかでない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病
※他の施策体系が樹立している疾病を含む

| 番号 | 病名 |
|------|--------------------------|
| A-1 | Bリンパ芽球性リンパ腫 |
| A-2 | Gorlin症候群 |
| A-3 | NK(ナチュラルキラー)細胞白血病 |
| A-4 | Tリンパ芽球性リンパ腫 |
| A-5 | T細胞リンパ芽球性白血病 |
| A-6 | VIP産生腫瘍 |
| A-7 | 悪性胸腺腫 |
| A-8 | 悪性黒色腫 |
| A-9 | 悪性骨巨細胞腫 |
| A-10 | 悪性神経鞘腫 |
| A-11 | 悪性ラブドイド腫瘍 |
| A-12 | 異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍 |
| A-13 | 異形成性腫瘍 |
| A-14 | 異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)産生症候群 |
| A-15 | インスリノーマ |
| A-16 | ウィルムス(Wilms)腫瘍・腎芽腫 |
| A-17 | 横紋筋肉腫 |
| A-18 | 外耳中耳奇形に伴う難聴 |
| A-19 | 下垂体腺腫 |
| A-20 | ガストリノーマ |
| A-21 | 家族性腺腫性ポリポージス |
| A-22 | 褐色細胞腫 |
| A-23 | 滑膜肉腫 |
| A-24 | カルシフィラキシス |
| A-25 | カルチノイド症候群 |
| A-26 | 肝芽腫 |
| A-27 | 肝細胞癌 |
| A-28 | 気管支腫瘍 |
| A-29 | 奇形腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る) |
| A-30 | 急性壊死性脳症 |
| A-31 | 急性巨核芽球性白血病 |
| A-32 | 急性骨髄性白血病、最小分化 |
| A-33 | 急性骨髄単球性白血病 |
| A-34 | 急性赤白血病 |
| A-35 | 急性前骨髄球性白血病 |
| A-36 | 急性単球性白血病 |
| A-37 | 急性網膜壊死 |
| A-38 | 胸膜肺芽腫 |
| A-39 | グルカゴノーマ |
| A-40 | 血球貪食性リンパ組織球症 |
| A-41 | 血小板減少症(脾機能亢進症による) |
| A-42 | 血友病A |
| A-43 | 血友病B |
| A-44 | 膠芽腫 |
| A-45 | 甲状腺癌 |
| A-46 | 骨髄異形成症候群 |

| 番号 | 病名 |
|------|------------------|
| A-47 | 骨髄線維症 |
| A-48 | 骨軟骨腫症 |
| A-49 | 骨肉腫 |
| A-50 | 混合性胚細胞腫瘍 |
| A-51 | 視床下部過誤腫 |
| A-52 | 脂肪肉腫 |
| A-53 | 若年性骨髄単球性白血病 |
| A-54 | 絨毛癌 |
| A-55 | 上衣腫 |
| A-56 | 上咽頭癌 |
| A-57 | 松果体腫 |
| A-58 | 神経芽腫 |
| A-59 | 神経鞘腫 |
| A-60 | 神経節芽腫 |
| A-61 | 神経節膠腫 |
| A-62 | 神経節腫 |
| A-63 | 腎細胞癌 |
| A-64 | 心臓腫瘍 |
| A-65 | 腎明細胞肉腫 |
| A-66 | 膝芽腫 |
| A-67 | 髓芽腫 |
| A-68 | 髄膜腫 |
| A-69 | 頭蓋咽頭腫 |
| A-70 | 頭蓋内胚細胞腫瘍 |
| A-71 | 性索間質性腫瘍 |
| A-72 | 成熟B細胞リンパ芽球性白血病 |
| A-73 | 成熟B細胞リンパ腫 |
| A-74 | 成熟を伴う急性骨髄性白血病 |
| A-75 | 成熟を伴わない急性骨髄性白血病 |
| A-76 | 成人型ランゲルハンス細胞組織球症 |
| A-77 | 脊索腫 |
| A-78 | 摂食障害 |
| A-79 | 線維形成性小円形細胞腫瘍 |
| A-80 | 線維肉腫 |
| A-81 | 前駆B細胞リンパ芽球性白血病 |
| A-82 | 腺腫様甲状腺腫 |
| A-83 | 先天性フィブリノーゲン欠乏症 |
| A-84 | 先天性風疹症候群 |
| A-85 | 先天性プロトロンビン欠乏症 |
| A-86 | 仙尾部奇形腫 |
| A-87 | 第V因子欠乏症 |
| A-88 | 第VII因子欠乏症 |
| A-89 | 第X因子欠乏症 |
| A-90 | 第XI因子欠乏症 |
| A-91 | 第XII因子欠乏症 |
| A-92 | 第XIII因子欠乏症 |

「発病の機構が明らかでない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病(続き)

| | | | |
|-------|-----------------------------|-------|---------------------|
| A-93 | 退形成性星細胞腫 | A-117 | ホジキン(Hodgkin)リンパ腫 |
| A-94 | 胎児性癌 | A-118 | 慢性移植片対宿主病 |
| A-95 | 唾液腺癌 | A-119 | 慢性骨髄性白血病 |
| A-96 | 多胎芽腫 | A-120 | 慢性骨髄単球性白血病 |
| A-97 | 多発性内分泌腫瘍症1型 | A-121 | 慢性腎盂腎炎 |
| A-98 | 多発性内分泌腫瘍症2型 | A-122 | 未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの) |
| A-99 | 短腸症候群 | A-123 | 未分化神経外胚葉性腫瘍(末梢性のもの) |
| A-100 | 腸間膜静脈硬化症候群 | A-124 | 未分化大細胞リンパ腫 |
| A-101 | 特発性角膜内皮炎 | A-125 | 未分化肉腫 |
| A-102 | 軟骨芽腫 | A-126 | 未分化胚細胞腫 |
| A-103 | 軟骨肉腫 | A-127 | 脈絡叢乳頭腫 |
| A-104 | びまん性星細胞腫 | A-128 | 明細胞肉腫(腎明細胞肉腫を除く) |
| A-105 | びまん性汎細気管支炎 | A-129 | 網膜芽細胞腫 |
| A-106 | 肥満低換気症候群 | A-130 | 毛様細胞性星細胞腫 |
| A-107 | フォン・ヒッペル・リンドウ病 | A-131 | 薬剤性過敏症症候群 |
| A-108 | フォンウィルブランド(von Willebrand)病 | A-132 | ユーイング(Ewing)肉腫 |
| A-109 | 副腎腺腫 | A-133 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 |
| A-110 | 副腎皮質癌 | A-134 | 溶血性貧血(脾機能亢進症による) |
| A-111 | 腹膜偽粘液腫 | A-135 | 卵黄嚢腫 |
| A-112 | 平滑筋肉腫 | A-136 | ランゲルハンス細胞組織球症 |
| A-113 | ヘパリン起因性血小板減少症 | A-137 | リフラウメニ病 |
| A-114 | ヘモクロマトーシス | A-138 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症 |
| A-115 | 胞巣状軟部肉腫 | A-139 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 |
| A-116 | 乏突起神経膠腫 | | |

「治療法が確立していない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病

| 番号 | 病名 |
|-----|----------|
| B-1 | 肝内結石症 |
| B-2 | 三尖弁狭窄症 |
| B-3 | 三尖弁閉鎖不全症 |
| B-4 | 腎動静脈瘻 |
| B-5 | 僧帽弁狭窄症 |

| 番号 | 病名 |
|------|-----------|
| B-6 | 僧帽弁閉鎖不全症 |
| B-7 | 大動脈弁狭窄症 |
| B-8 | 大動脈弁閉鎖不全症 |
| B-9 | 肺動脈弁狭窄症 |
| B-10 | 肺動脈弁閉鎖不全症 |

「長期の療養を必要とする」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病

| 番号 | 病名 |
|------|-----------------------|
| C-1 | Beckwith-Wiedemann症候群 |
| C-2 | EEC症候群 |
| C-3 | Fisher症候群 |
| C-4 | Fuchs角膜内皮変性症 |
| C-5 | QT延長症候群 |
| C-6 | QT短縮症候群 |
| C-7 | Silver-Russell症候群 |
| C-8 | 一過性骨髄異常増殖症 |
| C-9 | 遺伝性女性化乳房 |
| C-10 | 遺伝性対側性色素異常症 |
| C-11 | カテコラミン感受性多形性心室頻拍 |
| C-12 | ガラクトキナーゼ欠損症 |
| C-13 | 完全房室ブロック |
| C-14 | 間葉性異形成胎盤 |
| C-15 | 偽性低アルドステロン症 |
| C-16 | 急性大動脈症候群 |
| C-17 | 偽落屑角膜内皮症 |
| C-18 | ギラン・バレー症候群 |
| C-19 | クラインフェルター |
| C-20 | 甲状腺クリーゼ |
| C-21 | 膠様滴状角膜ジストロフィ |

| 番号 | 病名 |
|------|---------------------------------|
| C-22 | 小眼球症 |
| C-23 | 進行性心臓伝導障害 |
| C-24 | 心室細動 |
| C-25 | 成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因による) |
| C-26 | 先天性高インスリン血症 |
| C-27 | 先天性胆道拡張症 |
| C-28 | 先天性門脈欠損症 |
| C-29 | 先天白内障 |
| C-30 | 早期再分極症候群 |
| C-31 | ターナー |
| C-32 | 第14番染色体母親性ダイソミー症候群 |
| C-33 | 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 |
| C-34 | 洞不全症候群 |
| C-35 | 特発性周辺部角膜潰瘍 |
| C-36 | 軟骨低形成症 |
| C-37 | ハートナップ (Hartnup) 病 |
| C-38 | 反復胎状奇胎 |
| C-39 | 非典型性良性小児部分てんかん |
| C-40 | びまん性絨毛膜羊膜ヘモジデロシス |
| C-41 | ブルガダ症候群 |
| C-42 | メニエール病 |
| C-43 | モビッツ(Mobitz)2型ブロック |

「患者数が本邦において一定の人数に達しない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病

| 番号 | 病名 |
|------|-------------------------|
| D-1 | Microscopic Colitis症候群 |
| D-2 | 萎縮型加齢貧斑変性 |
| D-3 | 円錐角膜 |
| D-4 | 家族性高コレステロール血症(ヘテロ接合体) |
| D-5 | 川崎病 |
| D-6 | 気管支喘息 |
| D-7 | 脚ブロック |
| D-8 | 狭心症 |
| D-9 | 原発性アルドステロン症 |
| D-10 | 原発性局所多汗症 |
| D-11 | コレステリルエステル転送蛋白欠損症(CETP) |
| D-12 | 心筋梗塞 |
| D-13 | 腎血管性高血圧 |

| 番号 | 病名 |
|------|-------------------------|
| D-14 | 腎尿管結石 |
| D-15 | 心房細動 |
| D-16 | 心房粗動 |
| D-17 | 前縦帯骨化症 |
| D-18 | ダウン(Down)症候群 |
| D-19 | 特発性正常圧水頭症 |
| D-20 | 突発性難聴 |
| D-21 | 橋本病 |
| D-22 | バセドウ(Basedow)病 |
| D-23 | ペルーシド角膜辺縁変性症 |
| D-24 | 慢性腎不全(急性尿細管壊死または腎虚血による) |
| D-25 | 慢性腎不全(腎腫瘍による) |
| D-26 | 慢性肺炎 |
| D-27 | 2型糖尿病 |

「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている」ことについて
要件を満たすことが明らかでない疾病

| 番号 | 病名 | 番号 | 病名 |
|------|---|------|--|
| E-1 | Auditory neuropathy spectrum disorder | E-48 | クリグラー・ナジャー (Crigler-Najjar) 症候群 |
| E-2 | Ellis-van Creveld症候群 | E-49 | グリセロール尿症 |
| E-3 | MODY5病 | E-50 | グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症 |
| E-4 | Naxos病 | E-51 | 劇症1型糖尿病 |
| E-5 | Papillon-Lefevre症候群 | E-52 | 血管新生貧斑症 |
| E-6 | Pendred症候群 | E-53 | 血小板放出機構異常症 |
| E-7 | Perry症候群 | E-54 | 血小板無力症 |
| E-8 | アデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症 | E-55 | 原因不明消化管出血 |
| E-9 | アポリポ蛋白A-I欠損症 | E-56 | 原発性リンパ浮腫 |
| E-10 | アルカプトン尿症 | E-57 | 硬化性萎縮性苔癬 |
| E-11 | アルドステロン合成酵素欠損症 | E-58 | 口渇中枢障害を伴う高ナトリウム血症(本態性高ナトリウム血症) |
| E-12 | アンドロゲン過剰症(ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く) | E-59 | 好酸球性筋膜炎 |
| E-13 | アンドロゲン不応症 | E-60 | 好酸球性膿疱性毛包炎 |
| E-14 | 萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除く) | E-61 | 口唇赤血球症 |
| E-15 | 萎縮性甲状腺炎 | E-62 | 高プロリン血症 |
| E-16 | 異所性甲状腺 | E-63 | 高メチオニン血症 |
| E-17 | 遺伝性間質性肺炎 | E-64 | ゴナドトロピン非依存性思春期早発症 |
| E-18 | 遺伝性球状赤血球症 | E-65 | サブテロメア微細構造異常症 |
| E-19 | 遺伝性非クロム親和型パラガングリオーマ | E-66 | 自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む) |
| E-20 | 遺伝性フルクトース不耐症 | E-67 | 自己免疫性多内分泌腺症候群1型 |
| E-21 | インスリン受容体異常症A型 | E-68 | 自己免疫性多内分泌腺症候群2型 |
| E-22 | インスリン受容体異常症B型 | E-69 | システニン尿症 |
| E-23 | インスリン様成長因子1(IGF1)不応症 | E-70 | 周期性発熱・アфта性口内炎・咽頭炎・リンパ節炎症候群(PFAPA: periodic fever, aphthous, stomatitis, pharyngitis, cervical adenitis) |
| E-24 | インターロイキン1受容体関連キナーゼ4欠損症 | E-71 | 周産期心筋症 |
| E-25 | エカルディーグティエール症候群 | E-72 | 周産期の難聴 |
| E-26 | エストロゲン過剰症(ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く) | E-73 | ジュベール(Joubert)症候群関連疾患 |
| E-27 | 炎症性動脈瘤形成症候群 | E-74 | 掌蹠角化症 |
| E-28 | 黄斑部毛細血管拡張症 | E-75 | 神経皮膚黒色症 |
| E-29 | オロ尿酸尿症 | E-76 | 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 |
| E-30 | 外リンパ瘻 | E-77 | 進行性ミオクローヌステんかん |
| E-31 | 寡巨大糸球体症 | E-78 | 腎コロボーマ症候群 |
| E-32 | 角膜内皮機能不全(水疱性角膜症) | E-79 | 侵襲性歯周炎 |
| E-33 | カサバツハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群 | E-80 | 腎静脈血栓症 |
| E-34 | 家族性若年性高尿酸血症性腎症 | E-81 | 新生児小児特発性血栓症 |
| E-35 | 家族性動脈瘤・解離 | E-82 | 新生児糖尿病 |
| E-36 | 家族性突然死症候群 | E-83 | 腎性低尿酸血症 |
| E-37 | 鎌状赤血球症 | E-84 | 腎無形成 |
| E-38 | 肝外門脈閉塞症 | E-85 | 髄膜脳瘤 |
| E-39 | 冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く) | E-86 | ステロイド依存性感音難聴 |
| E-40 | 肝内胆管減少症 | E-87 | 声帯溝症 |
| E-41 | キサントニン尿症 | E-88 | 成長ホルモン(GH)不応症候群(インスリン様成長因子1(IGF1)不応症を除く) |
| E-42 | 偽性偽性副甲状腺機能低下症 | E-89 | 前眼部形成異常 |
| E-43 | ギツテルマン(Gitelman)症候群 | E-90 | 潜在性HTLV-1感染関連疾患 |
| E-44 | 気道狭窄 | E-91 | 全前脳胞症 |
| E-45 | 急性肝不全(昏睡型) | E-92 | 先天性角膜混濁 |
| E-46 | 巨赤芽球性貧血 | E-93 | 先天性角膜ジストロフィ |
| E-47 | 筋チャンネル病 | E-94 | 先天性肝線維症 |

「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている」ことについて
要件を満たすことが明らかでない疾病(続き)

| | | | |
|-------|--|-------|-----------------------------------|
| E-95 | 先天性厚硬爪甲症 | E-135 | びまん性特発性骨増殖症 |
| E-96 | 先天性水頭症 | E-136 | ビルビン酸キナーゼ欠乏性貧血 |
| E-97 | 先天性腸性肢端皮膚炎 | E-137 | 不安定ヘモグロビン症 |
| E-98 | 先天性嚢胞性肺疾患 | E-138 | フィブロネクテン腎症 |
| E-99 | 先天性ヘルペスウイルス感染症 | E-139 | 副甲状腺機能亢進症 |
| E-100 | 先天性横軸形成不全症 | E-140 | 副甲状腺欠損症 |
| E-101 | 先天緑内障 | E-141 | 副腎皮質結節性過形成 |
| E-102 | 線毛機能不全症候群(カルタゲナー Kartagener症候群を含む) | E-142 | フルクトース-1, 6-ビスホスファターゼ欠損症 |
| E-103 | 胎児胸水 | E-143 | プロリダーゼ欠損症 |
| E-104 | 胎児尿路閉塞性疾患 | E-144 | 閉塞性尿路疾患 |
| E-105 | タウンズ・ブロックス症候群 | E-145 | ベルナル・スーリエ(Bernard-Soulier)症候群 |
| E-106 | 多嚢胞性異形成腎 | E-146 | 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く) |
| E-107 | 多発奇形・発達遅滞 | E-147 | ホスホエノールビルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症 |
| E-108 | 多発性肝嚢胞 | E-148 | ポッター(Potter)症候群 |
| E-109 | ダンディー・ウォーカー(Dandy-Walker)症候群 | E-149 | まだら症 |
| E-110 | 中枢性塩喪失症候群 | E-150 | マッキューン・オルブライト(McCune-Albright)症候群 |
| E-111 | 中枢末梢連合脱髄症 | E-151 | 慢性活動性EBV感染症 |
| E-112 | 中性脂肪蓄積心筋血管症 | E-152 | 慢性動脈周囲炎 |
| E-113 | 低形成腎 | E-153 | 慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除く) |
| E-114 | 低レニン性低アルドステロン症 | E-154 | 慢性肺疾患 |
| E-115 | デント病 | E-155 | 慢性肺性心 |
| E-116 | 特発性耳石器障害 | E-156 | 見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群(AME症候群) |
| E-117 | 特発性ステロイド性骨壊死症 | E-157 | 無甲状腺症 |
| E-118 | 特発性肺ヘモジデロシス | E-158 | メイ・ヘグリン(May-Hegglin)異常症 |
| E-119 | 内耳自己免疫疾患 | E-159 | メサングウム増殖性糸球体腎炎(IgA腎症を除く) |
| E-120 | 難治性視神経炎 | E-160 | メチルグルタコン酸尿症 |
| E-121 | 難治性脳形成症外傷 | E-161 | 痒疹・皮膚掻痒症 |
| E-122 | 乳児特発性僧帽弁腱索断裂 | E-162 | 卵巣異性分化疾患 |
| E-123 | 尿細管性アシドーシス | E-163 | 卵巣形成不全 |
| E-124 | 尿酸トランスポーター異常症 | E-164 | リドル(Liddle)症候群 |
| E-125 | ネイル・パテラ(Nail-Patella)症候群(爪膝蓋症候群) | E-165 | リポイドタンパク症 |
| E-126 | ネフロン癩 | E-166 | レリーワイル症候群 |
| E-127 | 粘膜逸脱症候群 | E-167 | ロー症候群 |
| E-128 | バーター(Bartter)症候群 | E-168 | ワールデンブルク症候群 |
| E-129 | 肺胞微石症 | E-169 | 3-メチルクロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症 |
| E-130 | 白質消失病 | E-170 | 17β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症 |
| E-131 | バルデー・ビードル症候群 | E-171 | 46,XX性分化疾患 |
| E-132 | 肥厚性硬膜炎 | | 包括病名56疾病 |
| E-133 | 非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症 | | |
| E-134 | ヒポキサンチンゲアニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症(レッシュ・ナイハン Lesch-Nyhan症候群) | | |

平成28年度における指定難病検討委員会の検討において
指定難病の要件を満たしていないと判断された疾病(一覧)

「発病の機構が明らかでない」との要件を満たしていないと考えられる疾病
※他の施策体系が樹立している疾病を含む
※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| 番号 | 病名 |
|------|-------------------------------------|
| A-1 | Birt-Hogg-Dube(バード・ホッグ・デュベ)症候群(BHD) |
| A-2 | Cowden症候群 |
| A-3 | EBウイルス関連血球貪食性リンパ組織球症 |
| A-4 | Gorlin症候群 |
| A-5 | Pendred症候群 |
| A-6 | Peutz-Jeghers症候群 |
| A-7 | 異形成性腫瘍 |
| A-8 | 外耳、中耳奇形に伴う難聴 |
| A-9 | 家族性腺腫性ポリポージス |
| A-10 | 家族性大腸腺腫症 |
| A-11 | 褐色細胞腫・パラガングリオーマ |
| A-12 | 過敏症候群/薬剤性過敏症候群 |
| A-13 | 急性壊死性脳症 |
| A-14 | 自己免疫介在性脳炎・脳症 |
| A-15 | 四肢形成不全 |
| A-16 | 視床下部過誤腫 |
| A-17 | 若年性ポリポージス症候群 |
| A-18 | 種痘様水疱症 |
| A-19 | 小児期発症急性肝不全(昏睡型) |
| A-20 | 成人型ランゲルハンス細胞組織球症(LCH) |

| 番号 | 病名 |
|------|-----------------------|
| A-21 | 先天性サイトメガロウイルス感染症 |
| A-22 | 先天性サイトメガロウイルス感染症による難聴 |
| A-23 | 先天性トキソプラズマ感染症 |
| A-24 | 多発性内分泌腫瘍症1型 |
| A-25 | 多発性内分泌腫瘍症2型 |
| A-26 | 多発性軟骨性外骨腫症 |
| A-27 | デスマイド線維腫症 |
| A-28 | 特発性角膜内皮炎 |
| A-29 | 内軟骨腫症 |
| A-30 | フォン・ヒッペル・リンドウ病 |
| A-31 | 副腎性クッシング症候群 |
| A-32 | 蚊刺過敏症 |
| A-33 | 疱疹状皮膚炎 |
| A-34 | マッキューン・オルブライト症候群 |
| A-35 | 慢性的移植片対宿主病 |
| A-36 | 慢性活動性EBウイルス感染症 |
| A-37 | ムンプス難聴 |
| A-38 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 |
| A-39 | ランバート・イートン筋無力症 |
| A-40 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 |

「治療法が確立していない」との要件を満たしていないと考えられる疾病
※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| 番号 | 病名 |
|-----|-------|
| B-1 | 肝内結石症 |

「長期の療養を必要とする」との要件を満たしていないと考えられる疾病
※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| 番号 | 病名 |
|------|--|
| C-1 | 17β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症 |
| C-2 | 2型コラーゲン異常症関連疾患 |
| C-3 | 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタルルCoA合成酵素欠損症(HMG-CoA合成酵素欠損症) |
| C-4 | 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタルルCoAリアーゼ欠損症 |
| C-5 | 3-メチルクロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症 |
| C-6 | 46,XX精巣性分化疾患 |
| C-7 | 5α-還元酵素欠損症 |
| C-8 | Fuchs角膜内皮変性症 |
| C-9 | HSD10病 |
| C-10 | Mayer-Rokitansky-Küster-Häuser症候群 |
| C-11 | QT延長症候群/先天性QT延長症候群 |
| C-12 | QT短縮症候群(SQTS) |
| C-13 | TRPV4異常症 |
| C-14 | アロマトラーゼ過剰症 |
| C-15 | アロマトラーゼ欠損症 |
| C-16 | アンドロゲン不応症 |
| C-17 | 遺伝性毛髪疾患 |
| C-18 | カテコラミン誘発多形性心室頻拍 |

| 番号 | 病名 |
|------|-------------------|
| C-19 | 化膿性汗腺炎 |
| C-20 | ガラクトキナーゼ欠損症 |
| C-21 | カムラティ・エンゲルマン症候群 |
| C-22 | 偽性軟骨無形成症 |
| C-23 | 偽落屑角膜内皮症 |
| C-24 | ロー顔一指症候群I型 |
| C-25 | クリグラー・ナジャー症候群 |
| C-26 | グルココルチコイド抵抗症 |
| C-27 | 劇症肝炎 |
| C-28 | 限局性強皮症 |
| C-29 | 甲状腺中毒性クリーゼ |
| C-30 | 高メチオニン血症 |
| C-31 | ゴールデンハー症候群 |
| C-32 | 極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 |
| C-33 | 混合性性腺異形成症 |
| C-34 | 色素失調症 |
| C-35 | シスチン尿症 |
| C-36 | 酒皰・鼻瘤 |

「長期の療養を必要とする」との要件を満たしていないと考えられる疾病(続き)
 ※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| | |
|------|--------------------------------------|
| C-37 | 小児悪性ローランド・シルビウスてんかん |
| C-38 | 腎血管性高血圧(線維筋性異形成による) |
| C-39 | 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 |
| C-40 | 進行性心臓伝導障害 |
| C-41 | スクシニル-CoA:3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ(SCOT)欠損症 |
| C-42 | 精巣形成不全 |
| C-43 | 先天性胆道拡張症 |
| C-44 | 先天性門脈欠損症 |
| C-45 | 早期再分極症候群 |
| C-46 | ターナー症候群 |
| C-47 | 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 |
| C-48 | 点状軟骨異形成症(ペルオキシソーム病を除く。) |
| C-49 | 特発性周辺部角膜潰瘍 |
| C-50 | 特発性心室細動 |
| C-51 | トリーチャーコリンズ症候群 |
| C-52 | 軟骨低形成症 |

| | |
|------|--------------------------|
| C-53 | 腔様滴状角膜変性症 |
| C-54 | 乳酸上昇を伴い脳幹・脊髄を含む白質脳症 |
| C-55 | ビールズ症候群 |
| C-56 | 微絨毛封入体病 |
| C-57 | ビットホブキンス症候群 |
| C-58 | 非定型良性小児部分てんかん |
| C-59 | 不整脈源性右室心筋症 |
| C-60 | フリーマン-シェルドン症候群 |
| C-61 | ブルガダ症候群 |
| C-62 | フルクトース-1, 6-ビスホスファターゼ欠損症 |
| C-63 | ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症 |
| C-64 | ホモシチン尿症 |
| C-65 | ラーセン症候群 |
| C-66 | 閉鎖性慢性化疾患 |
| C-67 | 閉鎖形成不全 |

「患者数が本邦において一定の人数に達しない」との要件を満たしていないと考えられる疾病
 ※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| 番号 | 病名 |
|-----|--------------|
| D-1 | 萎縮型加齢黄斑変性 |
| D-2 | 円錐角膜 |
| D-3 | 外リンパ腫 |
| D-4 | 強度近視性網膜脈絡膜萎縮 |

| 番号 | 病名 |
|-----|-------------|
| D-5 | 原発性アルドステロン症 |
| D-6 | 特発性正常圧水頭症 |
| D-7 | 突発性難聴 |
| D-8 | ペルーシド角膜辺縁変性 |

「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている」との要件を満たしていないと考えられる疾病
 ※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| 番号 | 病名 |
|------|---|
| E-1 | Auditory Neuropathy |
| E-2 | Auditory neuropathy spectrum disorder |
| E-3 | ICE症候群 |
| E-4 | Idiopathic Slow Transit Constipation |
| E-5 | Kenny-Caffey症候群 |
| E-6 | TAFRO症候群 |
| E-7 | インスリン受容体異常症 |
| E-8 | ウェーバー・クリスチャン病(Weber-Christian病) |
| E-9 | エルドハイム・チェスター病 |
| E-10 | 家族性滲出性硝子体網膜症 |
| E-11 | カロリ病 |
| E-12 | 肝外門脈閉塞症 |
| E-13 | 関節型若年性特発性関節炎 |
| E-14 | 乾癬性関節炎 |
| E-15 | 肝内胆管減少症 |
| E-16 | 眼類天疱瘡 |
| E-17 | 稀少部位子宮内膜症 |
| E-18 | 偽性低アルドステロン症 |
| E-19 | キャッスルマン病 |
| E-20 | 急性脳炎後遺症 |
| E-21 | 急性帯状潜在性網膜外層症 |
| E-22 | 急性低音障害型感音難聴 |
| E-23 | 痙攣性発声障害 |
| E-24 | 血小板無力症 |
| E-25 | 硬化性萎縮性苔癬 |
| E-26 | 膠原線維系球体沈着症:Collagenofibrotic Glomerulopathy |

| 番号 | 病名 |
|------|----------------------------------|
| E-27 | 好酸球性筋膜炎 |
| E-28 | 周期性嘔吐症候群 |
| E-29 | 周産期心筋症 |
| E-30 | 収縮性心膜炎 |
| E-31 | 症候群性難聴 |
| E-32 | 掌蹠角化症 |
| E-33 | 小児期発症1型糖尿病 |
| E-34 | 心筋緻密化障害 |
| E-35 | 新生児糖尿病 |
| E-36 | 新生児ヘモクロマトーシス |
| E-37 | 腎性低尿酸血症 |
| E-38 | 心内臓線維弾性症 |
| E-39 | スティッフパーソン症候群(全身硬直症候群) |
| E-40 | 成因不明肝硬変症 |
| E-41 | 声門下狭窄症 |
| E-42 | 先天性角膜ジストロフィ |
| E-43 | 先天性肝線維症 |
| E-44 | 先天性高インスリン血症 |
| E-45 | 先天性腎尿路異常(CAKUT) |
| E-46 | 先天性胆汁酸代謝異常症 |
| E-47 | 先天性嚔胎性肺疾患 |
| E-48 | 線毛不動症候群(カルタゲナー-Kartagener症候群を含む) |
| E-49 | 短腸症 |
| E-50 | 中枢末梢適合脱髄症 |
| E-51 | 特発性肝内胆管減少症 |
| E-52 | 特発性両側性感音難聴 |

「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている」との要件を満たしていないと考えられる疾病(続き)
 ※提出資料から十分な情報が得られないものも含む

| | |
|------|------------------------|
| E-53 | 乳児特発性僧帽弁腱索断裂 |
| E-54 | 尿管管性アシドーシス |
| E-55 | ネフロン病 |
| E-56 | 脳クレアチン欠乏症候群 |
| E-57 | 脳髄液斑浮腫(特発性傍中心窩毛細血管拡張症) |
| E-58 | バーター症候群/ギッテルマン症候群 |
| E-59 | ハーラマン・ストライフ症候群 |
| E-60 | 肺動静脈瘻 |

| | |
|------|--------------------------------|
| E-61 | 肺泡微石症 |
| E-62 | ハッチンソン・ギルフォード症候群 |
| E-63 | 肥厚性硬膜炎 |
| E-64 | びまん性特発性骨増殖症 |
| E-65 | ベルナール・スーリエ(Bernard-Soulier)症候群 |
| E-66 | ミトコンドリア遺伝子変異による難聴 |
| E-67 | メニエール病 |
| E-68 | ロウ症候群 |

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額

(平成30年8月～)

| 70歳未満 | | 負担割合 | 月単位の上限額 (円) |
|--------|---|------------|--|
| | 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超 | 3割 (※1) | $252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ <多数回該当：140,100> |
| | 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円 | | $167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ <多数回該当：93,000> |
| | 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円 | | $80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回該当：44,400> |
| | ～年収約370万円 健保：標報26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下 | | 57,600 <多数回該当：44,400> |
| 住民税非課税 | 35,400 <多数回該当：24,600> | | |

| 70歳以上 | | | 外来 (個人ごと) | 上限額 (世帯ごと) |
|---------------------|---|------------------|--|--------------------------|
| | 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上 | 3割 | $252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ <多数回該当：140,100> | |
| | 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上 | | $167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ <多数回該当：93,000> | |
| | 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上 | | $80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回該当：44,400> | |
| | ～年収約370万円 健保：標報26万円以下(※2)／国保・後期：課税所得145万円未満(※2)(※3) | 70-74歳 2割(※4) | 18,000 [年14.4万円(※5)] | 57,600 <多数回該当：44,400> |
| | 住民税非課税 | 75歳以上 1割 | 24,600 | |
| 住民税非課税 (所得が一定以下) | 8,000 15,000 | | | |

※1 義務教育就学前未満の者は2割。

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 平成26年4月1日までに70歳に達している者は1割。

※5 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

高額療養費制度の概要

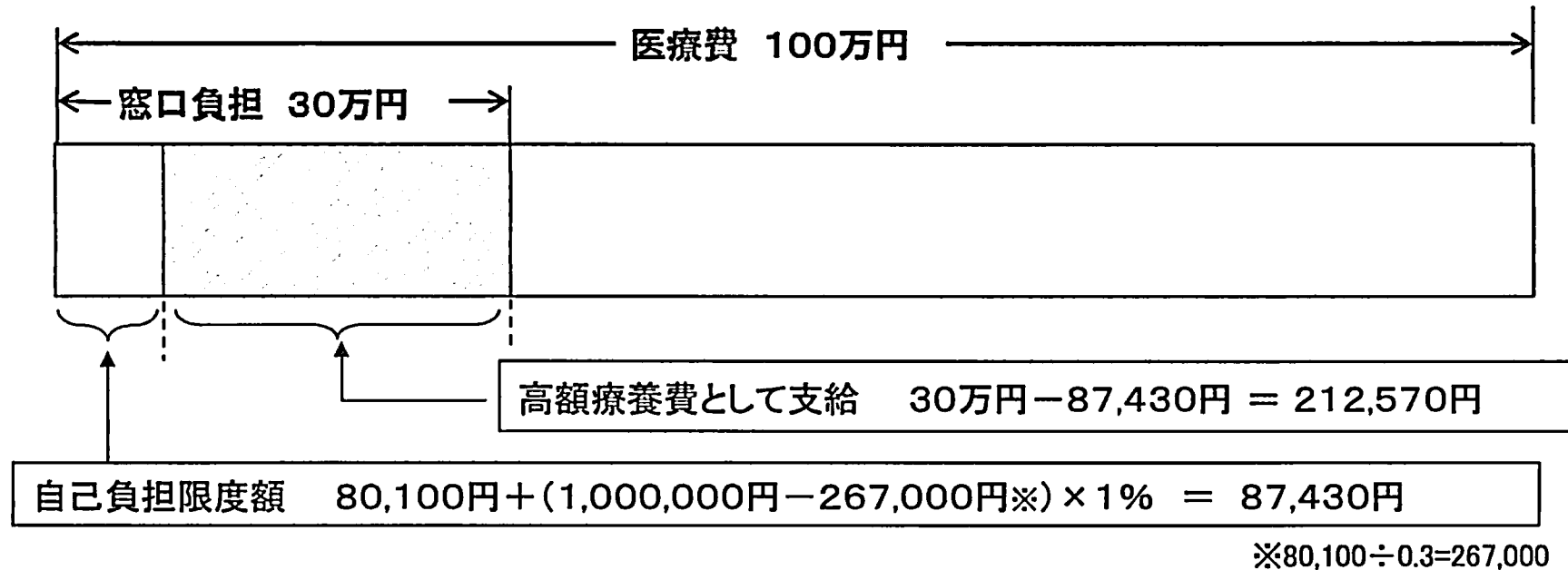
○ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※）される制度。

（※1）入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入

（※2）外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入


○ 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

（例）70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担）



（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月4日 | | |
| 金額(円) | ¥12,600 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 議会質問のお知らせ | | |
| 支払番号 | 65 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森 至加 様

| | |
|---------------|---------|
| [販売] | |
| 通常葉書インク (63円) | |
| 63円 200枚 | ¥12,600 |
| 小計 | ¥12,600 |
| 課税計 (10%) | ¥0 |
| (内消費税等) | ¥0) |
| 非課税計 | ¥12,600 |
| 合計 | ¥12,600 |
| お預り金額 | ¥12,600 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 3月 4日 9:03
担当：[REDACTED]
発行No. 210304J2008 端N10箱20
連絡先：熊本市役所内郵便局
TEL:096-352-4656

令和3年第1回定例会 議会質問のお知らせ



日頃より皆様には、ご支援いただきまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

この度、下記日程にて令和3年第1回定例会において一般質問を行います。

当日、議会棟5階にて受付いただきましたら、どなたでも傍聴できます。

感染防止のためのマスク着用・検温にご協力をお願い致します。

また、体調のすぐれない方の傍聴はお控えください。みなさまのお越しを心よりお待ちしております。

インターネットでも中継しています。


日時：3月10日(水) 午後2時から約2時間
場所：熊本市役所 議会棟5階

主な質問項目

1. 医療的ケア児の支援について
2. 乳幼児期の子どもや妊産婦への支援について
3. 男性の育児休業取得率向上と「男性の産休」の創設について
4. 自殺対策について
5. 小中学校を取り巻く環境の中で
6. プラスチックごみ問題について
7. ワクチン接種について

熊本市議会議員 三森 りか

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月6日 | | |
| 金額(円) | ¥140 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 市民相談資料送付 | | |
| 支払番号 | 66 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三教 至加 様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内) 57.0g
@140 1通 ¥140

小計 ¥140

郵便物引受合計通数 1通
課税計(10%) ¥140
(内消費税等 ¥12)
非課税計 ¥0

合計 ¥140
お預り金額 ¥200
おつり ¥60



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 3月 6日 16:39
担当：[REDACTED]
発行No. Z1U306A2660 端N33箱14
連絡先：熊本東郵便局
TEL:0570-943-061

休業支援金・給付金の申請方法について

(中小企業に雇用されている方向け)

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金休業支援金・給付金(以下、「休業支援金」)」の申請に関する情報を記載しています。

本ページは中小企業に雇用されている方を対象とした記載となっています。

支給対象や申請期限については、[こちら](#)に記載しております。

なお、大企業に雇用されている方や、複数の事業所での休業について申請する場合は、書類の様式等が異なるため、以下のリンク先に移動してください。

[\(大企業に雇用されている方向け\)](#)

[\(複数事業所での休業について申請する場合\)](#)

I. 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下の表のとおりです。

なお、「支給申請書」、「支給要件確認書」、記入見本については、クリックいただくとPDFが表示されます。

このPDFは、Acrobat Readerで開くとパソコン上で入力することが可能です。

手書きで申請する場合はこのPDFを印刷してご利用ください。

上記2種類の書類については全国の公共職業安定所(ハローワーク)でも配布しております。

印刷が困難な方は最寄りの公共職業安定所にお越しください。

| 初めて申請される場合 | 2回目以降の申請の場合 |
|------------|-------------|
| | |

| | 初めて申請される場合 | 2回目以降の申請の場合 |
|---------------|---|--|
| 労働者ご本人が申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（※1） 令和2年10月以降について申請する場合は<u>こちら</u> 令和2年4～9月について申請する場合は<u>こちら</u> ・支給要件確認書（※2） ・本人確認書類 → 顔写真ありの書類（運転免許証など）は1種類 顔写真なしの書類（健康保険証など）は2種類 ・振込先口座を確認できる書類 → キャッシュカードや通帳などのコピー ・休業前の賃金額と休業中の賃金の支払い状況を確認できる書類 → 給与明細・賃金台帳などのコピー ・令和2年4月～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象（※4）となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等 → <u>疎明書ひな形</u> ・代理人等が提出する場合は、同意書 → <u>同意書ひな形</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（※1） 令和2年10月以降について申請する場合は<u>こちら</u> 令和2年4～9月について申請する場合は<u>こちら</u> ・支給要件確認書（※2） ・休業中の賃金の支払い状況を確認できる書類 → 給与明細・賃金台帳などのコピー ・前回申請時の支給・不支給決定通知書（※3） ・令和2年4～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象（※4）となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等 → <u>疎明書ひな形</u> ・代理人等が提出する場合は、同意書 → <u>同意書ひな形</u> <p>以下の書類は、前回申請時から内容に変更があればご準備ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・振込先口座を確認できる書類 |

| | 初めて申請される場合 | 2回目以降の申請の場合 |
|--------------|--|---|
| 事業主経由で申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（※1） ・支給申請書（様紙）（※1） 記入見本 令和2年10月以降について申請する場合はこちら 令和2年4～9月について申請する場合はこちら ・支給要件確認書 ・本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> → 顔写真ありの書類（運転免許証など）は1種類 顔写真なしの書類（健康保険証など）は2種類 ・振込先口座を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> → キャッシュカードや通帳などのコピー ・休業前の賃金額と休業中の賃金の支払い状況を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> → 給与明細・賃金台帳などのコピー ・令和2年4～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象（※4）となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等 <ul style="list-style-type: none"> → <u>疎明書ひな形</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（※1） ・支給申請書（様紙）（※1） 記入見本 令和2年10月以降について申請する場合はこちら 令和2年4～9月について申請する場合はこちら ・支給要件確認書 ・休業中の賃金の支払い状況を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> → 給与明細・賃金台帳などのコピー ・前回申請時の支給・不支給決定通知書（※3） ・令和2年4～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象（※4）となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等 <ul style="list-style-type: none"> → <u>疎明書ひな形</u> <p>以下の書類は、前回申請時から内容に変更があればご準備ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・振込先口座を確認できる書類 |

上記の支給申請書、支給要件確認書の記入方法は以下の動画で説明しています。

- ・ [（労働者用）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 申請書の記入方法](#)
- ・ [（労働者用）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 休業期間中の就労等の記入方法](#)
- ・ [（事業主用）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 申請書の記入方法](#)
- ・ [（事業主用）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 休業期間中の就労等の記入方法](#)

（※1）オンライン申請をする場合は不要です。支給申請書に記載いただく情報はサイト上で直接入力いただきます。

（※2）支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書の事業主記入欄に記載の上、申請いただくことが可能です。

（※3）オンライン申請をする場合は不要です。

郵送申請をする際は、キリトリ線から下の部分を切り取って、2回目以降用の支給申請書の該当箇所にしっかり貼り付けてください。

（※4）令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる方は以下に該当する方です。リーフレットは[こちら](#)。

- ・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方

- ・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
- ・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週○日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

Ⅱ. 申請方法

Ⅰ. オンライン申請

STEP 1 : 書類のデータ作成

「Ⅰ. 申請に必要な書類」に記載の書類をスキャナーで読み取るか、スマートフォンのカメラで撮影するなどにより、書類のデータを作成してください。その際、書類の種類ごとにファイルを分けてください。なお、申請の際にアップロードできる形式は、PDFファイル又は画像ファイル（JPEG又はPNG）で、1度にアップロードできるファイルサイズは10MBまでですので、ご注意ください。

STEP 2 : マイページ登録

以下の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金システム」にアクセスし、メールアドレス・パスワード・携帯電話番号を登録してください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金システム

(オンライン申請ページ)

<https://knwguest.kyuugyoushienkin.mhlw.go.jp/login>

※本システムは、6時～24時までの間にご利用いただけます。

※利用方法の詳細は、[オンライン申請] 操作マニュアル及びQ&Aをご参照ください。

※以下のOS：ブラウザで動作確認をしています。

これ以外のOS：ブラウザでオンライン申請を行った場合、正常に動作しない可能性があります。

Windows10：Microsoft Edge、Chrome最新バージョン

Windows10：Internet Explorer11

Mac OS：Safari最新バージョン

Android：Chrome最新バージョン

iOS：Safari最新バージョン

STEP3：支給申請

必要事項の入力、Step1で準備した添付書類のアップロードを行い、「申請」ボタンをクリックしてください。

以上で申請は終了です。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金システムの利用方法の詳細は以下をご覧ください。

□オンライン申請方法の詳細について

以下のリーフレットをご覧ください。

[「オンラインによる申請方法」リーフレット（簡易版）](#)

[「オンラインによる申請方法」リーフレット（通常版）](#)

□新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金システムの利用方法の詳細について

以下のマニュアル、Q&Aをご覧ください。

[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金システム・操作マニュアル](#)【令和3年2月26日更新】

[オンライン申請に係るQ&A](#)【令和3年1月22日更新】

Ⅱ 郵送申請

STEP1：必要書類の準備

「I. 申請に必要な書類」に記載の書類を準備してください。（支給申請書、支給要件確認書はA4サイズで印刷してください。）

STEP2：郵送

STEP1で準備した書類をすべて封筒に入れ、下記宛先に切手を貼ってご投函ください。

下記の「郵送でのお手続方法」にある宛名台紙を封筒に貼って提出いただくこともできます。

なお、封筒はご自身でご用意ください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

郵送でのお手続き方法の詳細は以下をご覧ください。

[郵送でのお手続き方法（労働者申請用 初回）](#)

[郵送でのお手続き方法（労働者申請用 2回目以降）](#)

[郵送でのお手続き方法（専業主提出用 初回）](#)

[郵送でのお手続き方法（専業主提出用 2回目以降）](#)

以上で申請は終了です。

Ⅲ. 参考資料、お問い合わせ

休業支援金のQ & A と支給要領は[こちら](#)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話番号：0120-221-276

受付時間：月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

3 対象者

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1)令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者
 - (2)令和2年4月1日から6月30日まで及び令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等
- のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支給金額の算出方法

$\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times (\text{各月の日数 (30日又は31日)} - \text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数})$

① 1日あたり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

※ (2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。（就労した日は休業実績から除く。）

3 申請期限

| 対象者 | 休業した期間 | 申請期限（郵送の場合は必着） |
|-----|-------------|----------------|
| (1) | 令和2年10月～12月 | 令和3年3月31日（水） |
| | 令和3年1月～4月 | 令和3年7月31日（土） |
| (2) | 全対象期間 | |

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、

- ・10/30に公表したリーフレットの対象者は、令和3年3月31日(水)までに、
- ・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15）

管轄労働局長殿

疎明書

今般、私が申請した新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象月については、以下のとおり、令和2年10月30日に公表されたリーフレット（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。）において休業支援金の対象となる「休業」として取り扱われる旨が示された休業に該当すると考えますので、疎明します。

（リーフレットの該当部分：該当する項目に「○」を付してください）

- ・ いわゆるシフト制で働いている
- ・ 日々雇用で働いている
- ・ 登録型派遣で働いている
- ・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業である
- ・ 上記以外で、所定労働日が明確であり、自己都合による休業ではないにもかかわらず、事業主に休業の事実について認識が一致しない

令和 年 月 日

（氏名）

・以下の項目について、記入または該当する方に☑チェックをしてお答えください。
 ・この確認書は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下、「支給金等」という。)における支給要件の確認事項です。

☐ 労働者の方が記入してください

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 1 | 支給金等の対象として申請する期間(支給申請書[8]と同じ) | 令和 | 年 | 月 | 日 | ～ | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 1の期間の休業は、病気など本人の事情ではない休業ですか。 | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | |
| 3 | 1の期間において、雇用保険の求職者給付(基本手当等)や育児休業給付、介護休業給付を受給していませんか。 | <input type="checkbox"/> 1受給していません <input type="checkbox"/> 2受給しています | | | | | | | | |
| 4 | 過去にこの支給金等を申請したことはありますか。 | <input type="checkbox"/> 1ない <input type="checkbox"/> 2ある | | | | | | | | |
| 5 | 休業手当が支払われ、または3万円を超える見舞金が支払われた場合、原則2週間以内に申告することに同意しますか(申告先は事業所(拠点等)の所在地を管轄する労働局です)。 | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | |
| 6 | この確認書(2枚目)の支給要件のすべてに該当しますか。 | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | |

上記記入内容に相違ありません。

| | | | | | | |
|--------|-----|----|---|---|---|----|
| 労働者記入欄 | 確認日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 氏名 |
|--------|-----|----|---|---|---|----|

○未成年者(満20歳未満の方)や成年被保護者は保護者等の同意欄が必要です。

☐ 事業主の方が記入してください(※1、※2、※3については(2枚目)を参照)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|---|----|--|--|--|--|---|----|--|--|--|--|---|--|--|
| 1 | 申請を行う労働者を雇用している事業主は中小事業主ですか。* | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 申請を行う労働者の就労する拠点等に係る①雇用保険適用事業所番号および労働保険番号を記入してください。雇用保険の適用事業所でない場合には②労働保険番号のみ記入してください(事業所の存在を確認できない場合、支給金等のお支払いができません)。 | ①雇用保険適用事業所番号 | | | | | | | | | ②労働保険番号 | | | | | | | | | | |
| 3 | (労働保険番号がない事業所のみ記入してください)暫定任用適用事業**に該当しますか。 | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 申請を行う労働者を労働者記入欄1の期間に雇用していましたか(委託、請負は雇用ではありません)。 | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | ① 申請を行う労働者は雇用保険被保険者ですか。 ② 上記①で「はい」と回答された場合は、申請を行う労働者の雇用保険被保険者番号を記入してください。 | 雇用保険被保険者番号 | | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | | | |
| 6 | 雇用奨励助成金または緊急雇用安定助成金を受給していますか。または受給する予定はありますか。 | <input type="checkbox"/> 1いいえ <input type="checkbox"/> 2はい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | ① 申請を行う労働者を労働者記入欄1の期間に休業させましたか。 | <input type="checkbox"/> 1はい <input type="checkbox"/> 2いいえ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 上記①で休業させた者について、休業期間中に就労させた日*すべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労させた日*がなければ記入不要です。 *「就労させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休業・休業をい、所定の休日はこれにあたりません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4時間以上就労等 <input type="checkbox"/> 月ごとの日数の合計が支給申請書[9]と一致 | 4時間未満就労等 <input type="checkbox"/> 月ごとの日数の合計が支給申請書[10]と一致 | 4時間未満就労等かつ休業時間あり <input type="checkbox"/> 月ごとの日数の合計が支給申請書[11]と一致 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | ① 労働者記入欄1の期間の休業に対し、一部でも休業手当を支払っていませんか。または支払う予定はありませんか。 | <input type="checkbox"/> 1支払っていません(予定はない) <input type="checkbox"/> 2支払っています(予定がある) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 労働者記入欄1の期間の休業に対し、一部でも見舞金を支払っていませんか。または支払う予定はありませんか。 | <input type="checkbox"/> 1支払っていません(予定はない) <input type="checkbox"/> 2支払っています(予定がある) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 上記②で見舞金を支払っている、または支払う予定があるとした場合、金額を記入してください。 | 月分 | | | | | 円 | 月分 | | | | | 円 | 月分 | | | | | 円 | | |
| 9 | 過去にこの要件確認書に係る労働者について支給金等を申請したことはありますか。 | <input type="checkbox"/> 1ない <input type="checkbox"/> 2ある | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

上記記入内容に相違ありません。

| | | | | | | |
|--------|-----|--|---|---|---|------|
| 事業主記入欄 | 確認日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 事業所名 |
| | 住所 | 事業主名 (法人の場合は代表者 氏名を、個人の場合は 氏名をおわせて記入) | | | | |
| | TEL | | | | | |

○この欄は拠点等の管理者ではなく、法人等の代表者等の記入欄です。本確認書における事業主記入欄について事業主からの協力が得られなかった場合は、事業主記入欄の事業主名欄に「事業主の協力を得られない」旨およびその理由となる事項(例:事業主と連絡がとれない等)を記入して提出します。
 なお、当センターについては、拠点等の所在地を管轄する労働局より連絡に基づき、当該事業所に連絡させていただきます。よって通常の審査よりお時間を要します。

各月(例えば「4月」等の1支給単位期間)について、1人の労働者につき1回のみ申請できます。既に申請がなされた期間については、最初の申請以外はすべて無効となります。

支給要件について

- 令和2年4月以降に起業した事業主の事業所(拠点等)において雇用される者の休業については、起業した日から当該日の属する月の翌月末までの間の休業でないこと。
- 令和2年4月以降に新たに雇い入れられた者の休業については、雇入れ日から当該日の属する月の翌月末までの間の休業でないこと(なお、新規卒業者等(新たに学校もしくは専修学校を卒業した者もしくは新たに公共職業能力開発施設もしくは職業能力開発総合大学校(長期養成課程または総合課程)の行う職業訓練を修了した者またはこれに準ずる者)を除く)。
- 事業主から、支援金等の支給対象となった休業期間について休業手当が支払われた場合(企業の倒産に伴い休業手当が支払われないまま退職を余儀なくされ国の未払賃金立替払制度により休業手当に代り立替払を受けた場合を含む)は、支援金等を全額返還することに承諾すること。
- 国、地方公共団体、行政執行法人および特定地方独立行政法人に雇用される者でないこと。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3章の適用を受ける地方公共団体の経営する企業の雇用保険被保険者は対象となる。
- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)でないこと。
- 破壊活動防止法の暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体等に属している者でないこと。
- 支援金等の対象として申請する期間において、雇用保険の求職者給付(基本手当等)や育児休業給付、介護休業給付を受給していないこと。

ご注意

- ※1 原則として、中小事業主(中小事業主の範囲は以下を参照)に該当しない場合、支援金等の支給対象外です。中小事業主以外の場合は、労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)が支給対象です。
 - ※2 申請を行う労働者の就労する拠点等が雇用保険の適用事業所非該当承認を受けている施設である場合は、その上位組織となる事業所の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
 - ※3 暫定任意適用事業とは、農林水産の事業のうち、労働保険に加入するかどうかは事業主の意思やその事業に使用されている労働者の過半数の意思にまかされている事業をいいます。保険関係は、事業主が任意加入の申請をし、その承諾を得てはじめて成立します。
- ④ 労災保険の暫定任意適用事業
- ・労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険または有害な作業を主として行う事業以外のもの
 - ・労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の林業
 - ・労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕または水産(総トン数5トン未満の漁船による事業等)の事業

- ⑤ 雇用保険の暫定任意適用事業
- 下記に掲げる農林水産の事業(国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業および法人である事業主の事業を除きます)であって、常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の事業です。
1. 土地の耕作もしくは開墾または植物の栽植、栽培、採取もしくは伐採の事業その他農林の事業(いわゆる農業、林業と称せられるすべての事業)
 2. 動物の飼育または水産動物の採捕もしくは繁殖の事業その他畜産、養蚕または水産の事業

中小事業主の範囲について

資本金の額もしくは出資の総額が3億円(小売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主またはその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を常態として超えない事業主をいいます。

| 主たる事業 | 資本金の額または出資の総額 | 常時雇用する労働者の数 |
|-------------|---------------|-------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

| 業種 | 該当分類項目 |
|--------|--|
| 小売業 | 大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(食品・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業) |
| サービス業 | 大分類 G (情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 中分類411(映像情報制作・配信業) 中分類412(音声情報制作業) 中分類415(広告制作業) 中分類416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K (不動産業・物品賃貸業)のうち 中分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、中分類791(旅行業)は除く 大分類 O (教育、学習支援業)(中分類81、82) 大分類 P (医療、福祉)(中分類83~85) 大分類 Q (複合サービス業)(中分類86、87) 大分類 R (サービス業(他に分類されないもの))(中分類88~96) |
| 卸売業 | 大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類150(各種商品卸売業) 中分類151(機械・衣服等卸売業) 中分類152(飲食料品卸売業) 中分類153(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類154(機械器具卸売業) 中分類155(その他の卸売業) |
| 製造業その他 | 上記以外のすべて |

休業支援金・給付金支給申請書

＜2枚目の「ご確認事項」を確認のうえ、下記①～④の太枠内をご記入ください。代理人等が提出代行等をする場合は④もご記入ください。

① 申請者について

1 フリガナ 氏名 2 性別(任意) 3 生年月日 4 連絡先(住所または居所および電話番号) 住所

5 振込先口座 (申請者本人名義の口座に限り) フリガナ氏名 金融機関名(コード4桁) 支店名(コード3桁) 口座の種類 口座番号(7桁) 番号(8桁)

② 休業をしている事業所について

6 事業所の名称 7 事業所の所在地 8 支援金・給付金の対象として申請する期間 9 8の期間のうち休業事業所で4時間以上就労した日数 10 8の期間のうち休業事業所で4時間未満就労した日数 11 10の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数 12 休業前賃金額(直近6か月中任意の3か月分) 13 備考欄

*「就労した日」とは就労した日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等、労働者本人の事情による休暇・休業をいひ、所定の休日はこれにあたりません。項目8の支援金・給付金の対象として申請する期間に「就労した日」がなかった方は項目9～11を空白としてください。「就労した日」がある方は＜2枚目＞の例を参照し、記入してください。

③ 申請者署名欄 申請者の方は、下記に氏名を記入してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保証者等の同意が必要で

官給労働局長 殿 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を希望するため、申請します。 提出日 令和 年 月 日 申請者氏名

④ 代理人等署名欄 代理人または(提出代行等・事務代理等)社会保険労務士の方は、下記に記入してください。

代理人または(提出代行等・事務代理等)社会保険労務士 住所・事務所または法人等の名称・氏名 この申請書の記入内容について、労働局・公共職業安定所が確認のため問い合わせた場合は、協力します。

支給申請書への記入漏れや添付書類の不備がある場合は申請書類一式を返送させていただくことになりますので、封入前に記入漏れや書類の不備がないか十分にご確認をいただきますようお願いいたします。

本支援助金・給付金について

- ①中小事業主に雇用される労働者が支給対象です。雇用保険被保険者か否かは問いません。令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止を理由に事業主が当該労働者を休業させたにもかかわらず休業手当の支払いがない場合に、この支援助金・給付金を支給します。
- ②締切は、以下のとおりです。

| 休業した期間 | 受付開始日 | 締切日(郵送の場合は必着) |
|---------|--------------|---------------|
| 令和2年10月 | 令和2年11月1日(日) | 令和3年3月31日(水) |
| 令和2年11月 | 令和2年12月1日(火) | |
| 令和2年12月 | 令和3年1月1日(金) | |
| 令和3年1月 | 令和3年2月1日(月) | 令和3年5月31日(月) |
| 令和3年2月 | 令和3年3月1日(月) | |

各月の初日から末日まで(休業が月の途中から始まる場合は休業開始日から、休業が月の途中で終わる場合は休業終了日まで)を1支給単位期間とし、毎月(1支給単位期間ごと)の申請が可能です。

また、申請期間内であれば、複数月(複数の支給単位期間)をまとめた申請も可能です(例、10~12月分を令和3年1月1日から3月31日までの間にまとめて申請可能)。

- ③申請方法は、厚生労働省HPからのオンライン申請または郵送となります。初回の申請方法が郵送の場合は、2回目以降の申請も郵送で、初回の申請がオンライン申請の場合は、2回目以降もオンライン申請をお願いします。郵送の場合、この郵送用申請書(2枚目)や厚生労働省HPに掲載された申請案内動画、リーフレットを参照してご記入願います。申請者が、②休業をしている事業所への記入項目で不明なものがある場合には、事業主から教示いただく、記入していただく等してください。事業主の皆様におかれては本支援助金・給付金の申請にご協力をお願いします。なお、事業主に申請書を提出いただくことも可能です。その場合は事業主用の申請書をご利用ください。

申請書の記入項目について

- ①項目1・3~12は必須項目です。5の金融機関コードは任意です。
- ②項目3の元号、4・7の都道府県庁・市区町村、5の口座の種類および12の元号はいずれかにチェックしてください。
- ③項目5の振込先は申請労働者名義の口座を記入してください。金融機関コード、支店コードは一般社団法人全国銀行協会のHP (<https://www.zenginkyo.or.jp/shop/>)等で確認いただくことができます。インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込ができませんのでご注意ください。
- ④項目6・7に記入する事業所の情報は、申請労働者が就労している拠点等の情報を記入してください。
- ⑤項目8~11は支給単位期間(各月初日から末日まで)ごとに1行を用い、就労等した日の状況を記入してください。なお、項目9~11において、該当する日がない場合は記入不要とし、これに係る添付書類も不要です。記入および添付がない場合は申告がないものとみなします。

・例1(休業期間中、まったく就労等していない場合) 記入の必要がないため項目9~11は空欄。

| 支給単位期間 | 9 | 10 | 11 |
|------------------|---|----|----|
| 令和2年10月1日~10月31日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年11月1日~11月30日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年12月1日~12月31日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年1月1日~1月31日 | 0 | 0 | 0 |

・例2(1日あたり所定労働時間が8時間の方が10月16日~12月15日の休業の場合で、11月11~13日に2時間勤務、6時間休業、11月16~20日は終日勤務(なお、11月14・15日は所定の休日)の場合)

| 支給単位期間 | 9 | 10 | 11 |
|------------------|---|----|----|
| 令和2年10月1日~10月31日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年11月1日~11月30日 | 3 | 5 | 3 |
| 令和2年12月1日~12月31日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年1月1日~1月31日 | 0 | 0 | 0 |

・例3(1日あたり所定労働時間が3時間の方が10月16日~12月15日の休業の場合で、11月11~13日に2時間勤務、1時間休業、11月16~20日は終日(3時間)勤務(なお、11月14・15日は所定の休日)の場合)

| 支給単位期間 | 9 | 10 | 11 |
|------------------|---|----|----|
| 令和2年10月1日~10月31日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年11月1日~11月30日 | 0 | 8 | 3 |
| 令和2年12月1日~12月31日 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年1月1日~1月31日 | 0 | 0 | 0 |

- ⑥項目12は以下を参照して、記入してください。
- ・記入する貸金額は、実際に支払われた日の属する月の貸金として、貸金額を記入してください。例えば、支払日が3月10日、2月10日、1月10日であれば3月、2月、1月分として貸金額を記入してください。
- ・休業前6か月分の貸金から任意の3か月分の貸金額を記入してください(支援助金・給付金の金額は申請書に記入された3か月分の貸金額を休業前の平均的な貸金として金額を算定します)。例えば、4月に休業を開始した場合は、3月、2月、1月、12月、11月、10月に支払われた貸金のうち任意の3か月分の貸金額を記入願います。

[申請対象となる期間を通じ休業していた場合]

| | |
|-----|---|
| 算定式 | 支給金額 = (支援助金・給付金日額 = (休業開始前貸金日額 × 0.8) × ((A-B) + 1) ※小数点以下切り捨て |
| A | 支援助金の対象として申請する期間の終了日 |
| B | 支援助金の対象として申請する期間の開始日 |

[申請対象となる期間のうち一部就労等していた場合]

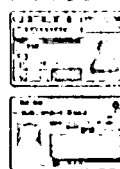
| | |
|-----|---|
| 算定式 | 支給金額 = (支援助金・給付金日額 = (休業開始前貸金日額 × 0.8) × ((A-B) + 1) - ((C + (D-E)) + (1/2 × E)) ※小数点以下切り捨て |
| A | 支援助金の対象として申請する期間の終了日 |
| B | 支援助金の対象として申請する期間の開始日 |
| C | 4時間以上就労した日数 |
| D | 4時間未満就労した日数 |
| E | 4時間未満就労した日数のうち事業主から一部時間(分)単位で休業を命じられた日数(半日就労日) |

- ・3か月分の給与の支払いがない場合は2か月分の給与を記入し、2か月分の給与の支払いもない場合は、1か月分の給与を記入してください。
- ・なお、新規学卒者等は、労働条件通知書等にて通知されている1か月分の金額を記入願います。この場合、備考欄に新規学卒者等*である旨記入してください。
- ・*新規学卒者等とは、新たに学校もしくは専修学校を卒業した者もしくは新たに公共職業能力開発施設もしくは職業能力開発総合大学校(長期養成課程または総合課程)の行う職業訓練を終了した者またはこれに準ずる者をいいます。
- ・また、疾病・出産・育児等の事由による休業のため、休業前6か月の貸金全く存在しない場合は、さらに2年まで遡り、休業開始月に最も近い月から3か月分の貸金を休業開始前貸金として取り扱うため、休業の時期や事由を備考欄にご記入ください。

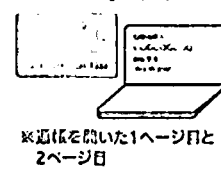
添付書類について

- ①運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等申請者本人であることが確認できる書類(顔写真のない証明書類については2種類)の写しを添付してください(健康保険証の保険者番号および被保険者番号・番号は塗りつぶして提出してください)。学生証や社員証は顔写真付きであっても他の書類とあわせて2種類必要です。なお、個人番号通知書および通知カードは本人確認書類として利用できません。
- ②キャッシュカードや通帳の写し等口座番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- ③給与明細や貸金台帳等の休業前および休業中の貸金額が確認できる書類の写しを添付してください。添付できない場合はその旨と添付できない事情について備考欄に記入してください。

①運転免許証、マイナンバーカード等の写し



②キャッシュカードや通帳等の写し(※)



※通帳を開いた1ページ目と2ページ目

③給与明細や貸金台帳等の写し




ご不明の点は、以下までお問い合わせください。
新型コロナウイルス感染症対応休業支援助金・給付金コールセンター
(厚生労働省委託事業)

0120-221-276

月~金/8:30~20:00
土日祝/8:30~17:15
(年末年始(12/29~1/3)を除く)

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月12日 | | |
| 金額(円) | ¥94 | | |
| 支払先 | 日本郵便(株) | | |
| 内容 | 市民相談資料送付 | | |
| 支払番号 | 67 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書

三森 至加 様

| | |
|--------------|--------------|
| [証紙切手引受] | |
| 第一種定形 094 | 30.5g ¥94 |
| 1通 | |
| ----- | |
| 小計 | ¥94 |
| ----- | |
| 郵便物引受合計通数 | 1通 |
| 課税計(10%) | ¥94 |
| (内消費税等) | ¥8) |
| 非課税計 | ¥0 |
| ----- | |
| 合計 | ¥94 |
| 口計 | ¥94 |
| お預り金額 | ¥95 |
| おつり | ¥1 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 3月12日 16:12
担当：[REDACTED]
発行No. Z1031ZA2325 端N10箱20
連絡先：熊本市役所内郵便局
TEL:096-352-4656

熊本市 子ども医療費助成制度 ひとり親家庭医療費助成制度

～保険者からの情報提供に関する同意書～

私は、熊本市の各医療費助成制度の計算のため、必要な下欄の保険者回答欄に係る情報を保険者を通じて熊本市に提供することに同意します。

令和 年 月 日

被保険者(組合員)氏名 _____ 印 _____

被保険者記入欄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>【医療費助成制度】 記号番号 または 受給者番号</p> | <p>子ども医療費 記号番号 (受給者証にある9ケタの記号及び番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">二</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>ひとり親家庭医療費 受給者番号 (受給者証にある9ケタの番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> | 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>受診者</p> | <p>氏名 _____ 性別 男・女</p> <p>S・H・R 年 月 日生 診療月 R 年 月 ～ R 年 月</p> <p>資格取得日 (認定年月日) S・H・R 年 月 日</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>加入保険</p> | <p>保険者名 _____ 国保組合・健保組合・共済組合 _____ 支部 _____</p> <p>保険者番号 _____ 記号 _____ 番号 _____</p> <p style="text-align: center;">※全国健康保険協会 (協会けんぽ) にご加入の方は、この様式は使用できません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保険者回答欄
熊本市長 宛

下記のとおり回答いたします。

令和 年 月 日

| | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-------|
| 高額療養費被保険者所得区分 | 多数回該当 | 世帯合算 | |
| (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) | 該当あり 該当なし | 該当あり 該当なし | |
| 該当月 | 申請の有無 | 高額療養費 | 附加給付金 |
| R 年 月分 | 有 無 自動給付 | 円 | 円 |

※該当がない場合は、0円と記入ください。※複数月にまたがる場合は裏面に記入ください。

※総点数もレシートごとにご記入ください。(世帯合算の場合は該当者全員分)

氏名 () 点 ()

保険者名 _____

| 高額療養費被保険者所得区分 | | 多数回該当 | | 世帯合算 | |
|---------------------|----------|-----------|--|-----------|--|
| (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) | | 該当あり 該当なし | | 該当あり 該当なし | |
| 該当月 | 申請の有無 | 高額療養費 | | 附加給付金 | |
| R 年 月分 | 有 無 自動給付 | 円 | | 円 | |

※総点数もご記入ください。(世帯合算該当は該当者全員分)氏名()点()

| 高額療養費被保険者所得区分 | | 多数回該当 | | 世帯合算 | |
|---------------------|----------|-----------|--|-----------|--|
| (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) | | 該当あり 該当なし | | 該当あり 該当なし | |
| 該当月 | 申請の有無 | 高額療養費 | | 附加給付金 | |
| R 年 月分 | 有 無 自動給付 | 円 | | 円 | |

※総点数もご記入ください。(世帯合算該当は該当者全員分)氏名()点()

| 高額療養費被保険者所得区分 | | 多数回該当 | | 世帯合算 | |
|---------------------|----------|-----------|--|-----------|--|
| (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) | | 該当あり 該当なし | | 該当あり 該当なし | |
| 該当月 | 申請の有無 | 高額療養費 | | 附加給付金 | |
| R 年 月分 | 有 無 自動給付 | 円 | | 円 | |

※総点数もご記入ください。(世帯合算該当は該当者全員分)氏名()点()

| 高額療養費被保険者所得区分 | | 多数回該当 | | 世帯合算 | |
|---------------------|----------|-----------|--|-----------|--|
| (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) | | 該当あり 該当なし | | 該当あり 該当なし | |
| 該当月 | 申請の有無 | 高額療養費 | | 附加給付金 | |
| R 年 月分 | 有 無 自動給付 | 円 | | 円 | |

※総点数もご記入ください。(世帯合算該当は該当者全員分)氏名()点()

| 高額療養費被保険者所得区分 | | 多数回該当 | | 世帯合算 | |
|---------------------|----------|-----------|--|-----------|--|
| (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) | | 該当あり 該当なし | | 該当あり 該当なし | |
| 該当月 | 申請の有無 | 高額療養費 | | 附加給付金 | |
| R 年 月分 | 有 無 自動給付 | 円 | | 円 | |

※総点数もご記入ください。(世帯合算該当は該当者全員分)氏名()点()

診療費領収明細書

| | |
|---------|-----------------------------|
| 患者氏名 | |
| 金額（保険内） | 円 |
| 総点数 | 点 |
| 診療日 | H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 |
| 診療区分 | ①入院 ②外来 |
| 診療科 | |
| 公費負担 | ①なし ②あり（更生医療・育成医療） |

令和 年 月 日

上記のとおり領収しました。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

(印)

※この領収明細書は、熊本市子ども医療費受給資格者が医療費の助成申請に使用するものです。

診療費領収明細書

| | |
|---------|-----------------------------|
| 患者氏名 | |
| 金額（保険内） | 円 |
| 総点数 | 点 |
| 診療日 | H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 |
| 診療区分 | ①入院 ②外来 |
| 診療科 | |
| 公費負担 | ①なし ②あり（更生医療・育成医療） |

令和 年 月 日

上記のとおり領収しました。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

(印)

※この領収明細書は、熊本市子ども医療費受給資格者が医療費の助成申請に使用するものです。

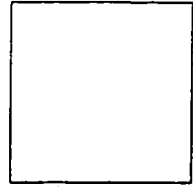
療養の給付等に関する証明書

| | | |
|---|---|--------|
| 療養を受けた者の氏名 | | (合算相手) |
| 診 療 年 月 | 年 | 月 |
| 診 療 総 点 数 | 点 | 点 |
| 公費負担点数 (有・無) | 点 | 点 |
| 一 部 負 担 金① | 円 | 円 |
| 薬剤一部負担金② | 円 | 円 |
| 高 額 療 養 費③ | | 円 |
| 附 加 金 等④ | | 円 |
| 被保険者負担額(助成対象額) (①+②)-(③+④) | | 円 |
| 上記のとおり支給したことを証明します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 (保険者名) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 (担当 :) </div> | | |

- この証明書は、熊本市子ども医療費の助成申請に使用するものです。
- 記入方法等のお問い合わせは 熊本市子ども支援課 TEL 096-328-2158 まで

受付印

請求委任及び口座振替依頼書



熊本市長 (宛)

令和 年 月 日

※太わく内をご記入ください。

| | | | | | |
|----------------|-----|-------|-----|----|--|
| 受給資格者 (養育者) | 住 所 | 熊本市 区 | | | |
| | 氏 名 | | TEL | 自宅 | |
| | | | | 携帯 | |

私が受給資格者の期間中、熊本市から支払われる子ども医療費助成金の請求を貴市所管所属長に委任します。

また、その助成金を下記の金融機関口座に口座振替で支払いされますよう依頼します。


記

(新規・変更)

※太わく内をご記入ください。

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------|---|--------|----------------------------|-------------------------|--------|---|---|---|
| 子の氏名 | | | | | 生年月日 | H R | 年 | 月 | 日 |
| ひまわりカード | 記 号 | 二 | 番 号 | 番 号 | | | | | |
| 金 融 機 関 名 | | | | | 口 座 名 義 人 (受 給 資 格 者) | | | | |
| 銀 行 本 店 | | | | | ﾌﾞﾗﾝｸ | | | | |
| 信用金庫 支 店 | | | | | | | | | |
| 信用組合 出張所 | | | | | | | | | |
| () | | | | | | | | | |
| 銀行コード | 店 番 号 | | 種 別 | 口 座 番 号 (※右寄せで記入してください) | | | | | |
| | | | 1 普通 | | | | | | |
| | | | 2 当座 | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月17日 | | |
| 金額(円) | ¥300 | | |
| 支払先 | アルゴパーク壺川小前 | | |
| 内容 | <div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></div> さん市民相談 駐車場代 | | |
| 支払番号 | 68 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

.....領収書.....


-----車室 No.1 -----

入庫時刻 03月17日 19時13分
精算時刻 03月17日 20時35分


受領金額 300円
2021年03月17日20時35分 発行

-----アルゴパーク豊川小前-----

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | | | | | | ¥ | 3 | 0 | 0 |
| 使 途 内 容 | (目的) ■■■さん市民相談 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2021年3月17日 (その他) | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. アルゴパーク壺川小前 | | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため | | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2021年3月 18日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月18日 | | |
| 金額(円) | ¥39,600 | | |
| 支払先 | 株)DEALSQUARE | | |
| 内容 | スピーカー&アンプ内蔵型マイク代 | | |
| 支払番号 | 69 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

領 収 証 三 森 至 加 様 No. _____

金額

¥ 3 9 6 0 0 -

| | |
|----------|---|
| 内 訳 | |
| 現 金 | |
| 小 切 手 | / |
| 手 形 | / |
| 消費税額等(%) | |

但 スターバックスプロセッティングマシナリー

2013年3月18日 上記正に領収いたしました

〒860-0051 熊本市西区二本木2丁目7-30-1305

株式会社 DEALSQURE

代表取締役 高木 靖 治

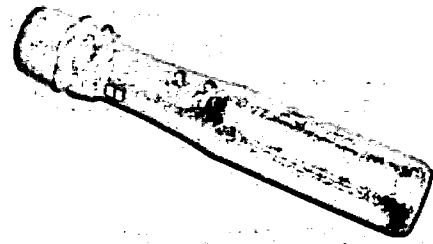
TEL 096-351-9500

印紙

日本仕様

MK-10W/B

希望小売価格 ¥35,000 (税別)



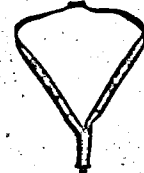
充電器



USB充電ケーブル



パワァ

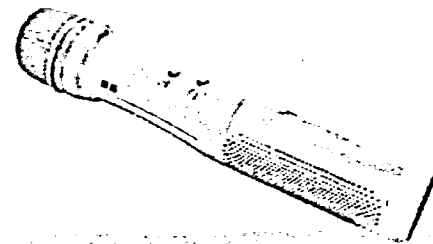


ストラップ

日本仕様

MK-10W/W

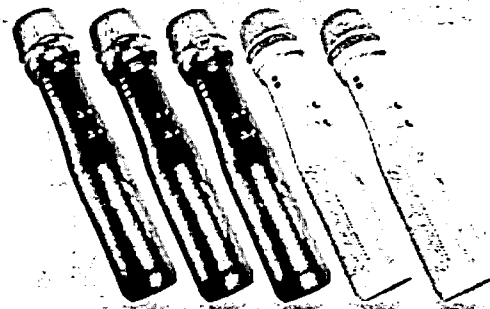
希望小売価格 ¥35,000 (税別)



講義
セミナー

MK-10W/S

・ヘッドセットマイク感度40dB±2dB
・セット製品の基本構成アクセサリは変更が可能です。



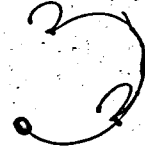
充電器



USB充電ケーブル



パワァ



外部マイクSEA



研修
討論



別途の贈り物



持ち運び出来る
マイク消毒機
UVS
UVS-S01

日本仕様

希望小売価格 ¥25,000 (税別)

ヘッドセット使用方法
QRコード



ヘッドセット
マイク
日本仕様

希望小売価格 ¥5,000 (税別)



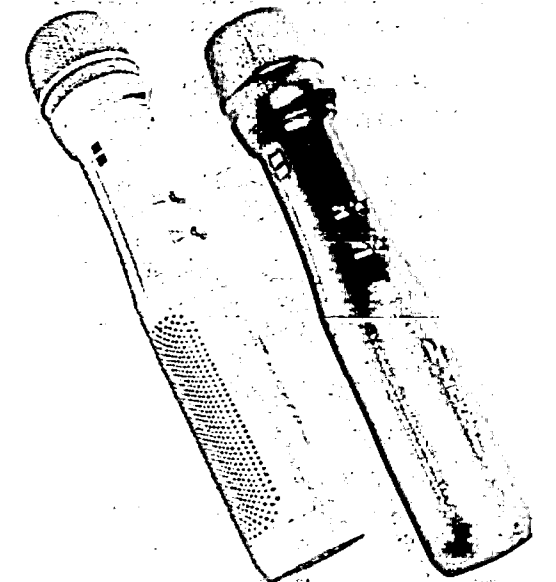
クリップ式
マイクホルダー
(交換ネジ付き)

希望小売価格 ¥1,200 (税別)

MICROPHONE + SPEAKER

スピーカー&アンプ内蔵型の新マイク

音響システムが要らない!



マイカープロ®

MICKER PRO®



合同会社
Bless

本 社 : 〒651-0061 神戸市中央区上筒井通2-3-5-310
TEL : 078-777-8495
営業所 : 〒651-0097 神戸市中央区布引町2丁目4-11-201
TEL : 078-862-9211 FAX : 078-862-9212
www.bless1225.com Email: bless1225jp@gmail.com

マイクとスピーカーがひとつに!

無線の自由さと有線の安全性を取り入れた一体型のオールインワンマイク

[MICROPHONE + SPEAKER]

マイカープロ、このような時に使って下さい

マイカープロは、教室や講義室の環境に最適化されており、
学校、幼稚園、会議室、教会、セミナーなどの団体の集まりの
室内外活動などどこでも使いやすいです



マイカープロがさらに進化しました

最新の技術開発工程で、よりマイクらしく、さらには良い音質を提供いたします。
実際にお使いになって下さる方の様々なお声を聞き入れ、マイカープロは取り進みました。

- 01 ボリューム、プザー、エコーオプション提供
- 02 デュアル専用マイクの設計適用、音の空間方向性が優秀
- 03 スピーカー保護アルミニウム適用、強くて優秀なデザイン
- 04 外部充電端子及び内部充電ポート受渡、充電の便利性

マイカープロ MICKER PRO



← マイカープロ広報
QRコード



講義室に最適化された音質と音量
内声そのままのクリアな音を伝えます。

デュアルスピーカーで音の方向性なく、強くて快適な音色を提供
空間の中で全体的に音が広まって自然で効果的に伝わります。

ハウリング抑制機能搭載
マイクとスピーカーで発生する雑音が無く、きれいな音を出します。

混線の問題がなく、強くて安定した音色を提供
混線の問題がなく、同じスペースで数名が同時に使うことが可能です。

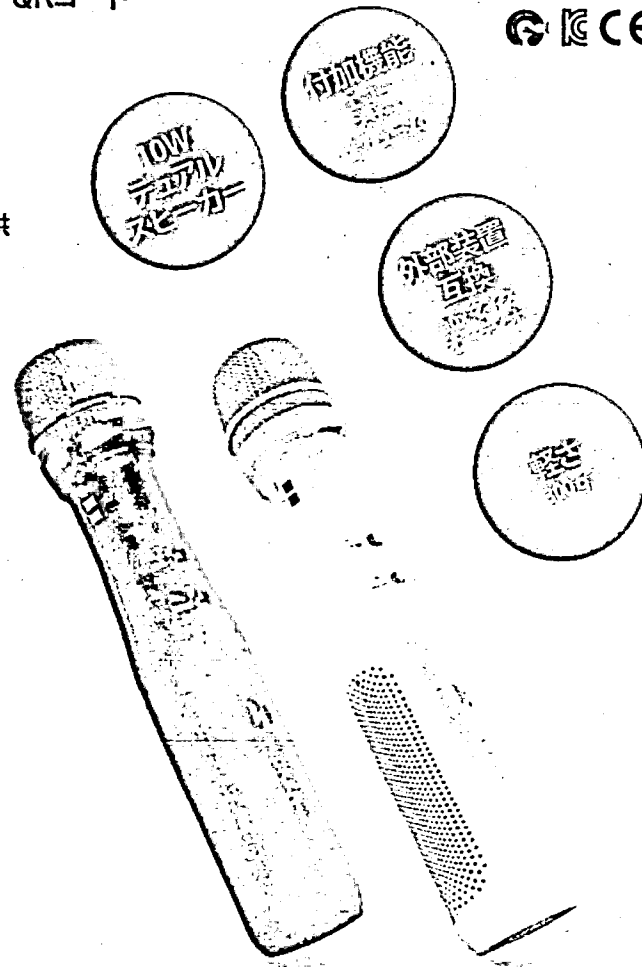
片手で持てる構造でグリップ感が良く使いやすい
使いやすく便利で音量調整、エコー、プザー機能が搭載されています。

マイクのようなデザイン設計
高級感があふれるデザインでマイクラしさを強調しました。

強い材質で耐久性が優れ、持ち運びが簡単
複雑なケーブルを完全除去、保管や移動性が容易で、
もしマイクを落としても破損したり、簡単に壊れ難いです。

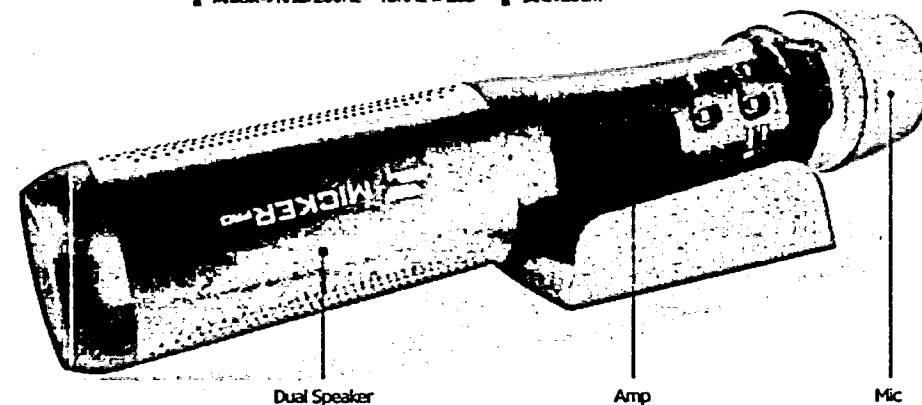
現場の意見を反映した拡張性
ヘッドセットマイクのようなauxマイク、オーディオと互換が可能です。

保護回路が内蔵された安全な内蔵バッテリーと充電の便利性
安全で長持ちする内蔵バッテリーは、自動的節電モードに切替が出来、
長時間使用が可能であり、充電器とUSB-Cケーブルで充電が便利です。

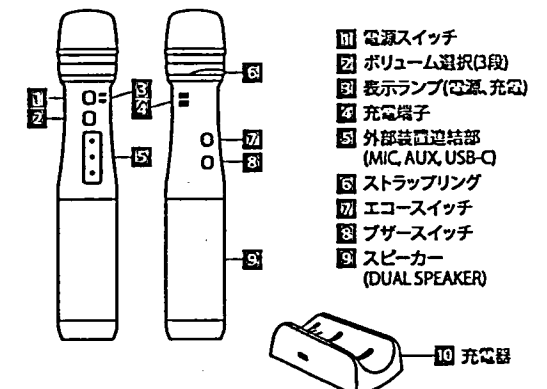


最大出力: 10W
周波数の特性: 200Hz - 15KHz ± 2dB

高さ: 300g
長さ: 26cm



部位別名称



マイカープロAUX線
(外部入力)使用方法
QRコード



気になるマイクの衛生問題解決

移動型マイク消毒器

UVS使用方法
QRコード



- 01 5分間被せるだけでUVの殺菌、IONで脱臭が出来ます。
- 02 充電式で軽量! 何回も使えます。(充電時間: 2時間半)
- 03 直径6cm以内のあらゆるマイクに使えます。




UVS

UV STERILIZER

日本仕様
UVS-S01

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月19日 | | |
| 金額(円) | ¥200 | | |
| 支払先 | タイムパーク子飼商店街 | | |
| 内容 | <div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></div> さん市民相談 駐車場代 | | |
| 支払番号 | 70 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書 添付用紙

タイムバーシティ商店街

領収証


No.01

入庫 21/03/19 19:01:59


精算 21/03/19 20:18:25

現金 200円

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | | | | | | ¥ | 2 | 0 | 0 |
| 使途内容 | (目的) ■■■さん市民相談 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2021年3月19日 (その他) | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. タイムパーク子飼商店街 | | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため 感熱紙で印字が薄いため | | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2021年3月 20日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月24日 | | |
| 金額(円) | ¥300 | | |
| 支払先 | APパーク | | |
| 内容 | 移動しやすく歩いて楽しめるまちへの挑戦講演駐車場代 | | |
| 支払番号 | 71 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

領収書 添付用紙

A Pパーク 桜町


TEL096-363-2500

領収証


| | |
|---------|----------------------|
| 精算機 #03 | A 精算No.000185 |
| 発券機 #01 | 発券No.064725 |
| 入庫時刻 | 2021年 3月24日(水) 18:08 |
| 精算時刻 | 2021年 3月24日(水) 20:09 |
| 駐車時間 | 2:01 |
| 駐車料金 | A料金 300円 |
| ===== | |
| 合計 | 300円 |
| 現金領収額 | 300円 |
| お預り | 300円 |
| お釣り | 0円 |

またのご利用をお待ちしております。

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | ¥ | 3 | 0 | 0 |
| 使 途 内 容 | (目的) 移動しやすく歩いて楽しめるまちへの挑戦講演 (支払内容) 駐車場代 (支払年月日) 2021年3月24日 (その他) | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1. APパーク | | | | | | | |
| 領収書を徴し得 ない理由 | 宛名のない領収書のため 感熱紙で印字が薄いため | | | | | | | |
| 上記のとおり支払したことを証明します 2021年3月 25日 議員名 三森 至加  | | | | | | | | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年4月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(4月分) | | |
| 支払番号 | 72 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収証

領収証No.20200415-00277
2020年04月15日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年04月07日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|---------------|--|
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 5 | 31 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
乏
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年5月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(5月分) | | |
| 支払番号 | 73 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

領収証

領収証No.20200519-00268
2020年05月19日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問い合わせ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルN.B.株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| | |
|---------|-------------|
| 領収金額 | 領収日 |
| 10230 円 | 2020年05月07日 |

| | |
|---------------|---|
| 振替（又はお振込）金融機関 | |
| 金融機関名 | 〃 |
| 支店名 | 〃 |
| 口座番号 | 〃 |
| 口座名義 | 〃 |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 6 | 30 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年6月8日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(6月分) | | |
| 支払番号 | 74 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

領収書 添付用紙

領収証

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

領収証No.20200617-00269
2020年06月17日 発行

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB_E株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1丁目

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年06月08日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|---------------|------------|
| 金融機関名 | [Redacted] |
| 支店名 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | [Redacted] |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 7 | 29 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年7月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(7月分) | | |
| 支払番号 | 75 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

領収書 添付用紙

領収証

領収証No.20200716-00272
2020年07月16日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-3

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年07月07日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|-----------------------|------------|
| 金融機関名 支店番号 口座名義 | [Redacted] |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 | |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|-----|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 8 | 28 | 10% | 10230 | 9300 | 930 | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 | |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 | 930 |

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年8月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(8月分) | | |
| 支払番号 | 76 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

領収証

領収証No.20200820-00258
2020年08月20日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問い合わせ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年08月07日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|---------------|--|
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 9 | 27 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 930 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年9月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(9月分) | | |
| 支払番号 | 77 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収証

領収証No.20200916-00259
2020年09月16日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

ご契約者名 三森 至加

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年09月07日 |

| 振替（又はお振込）金融機関 | |
|-----------------------|------------|
| 金融機関名 支店番号 口座名義 | [Redacted] |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 10 | 26 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年10月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(10月分) | | |
| 支払番号 | 78 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

領収書添付用紙

領収証

領収証No.20201016-00263
2020年10月16日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB 株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年10月07日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|---------------|--|
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 口座番号 | |
| 口座名 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 11 | 25 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 1 件 | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月9日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(11月分) | | |
| 支払番号 | 79 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収書 添付用紙

領収証

領収証No.20201118-00258
2020年11月18日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-3

| 領収金額 | 領収日 |
|----------|-------------|
| 10,230 円 | 2020年11月09日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|------------------------------|--|
| 金融機関名 支店名 口座番号 口座名義 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 | |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|-----|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 12 | 24 | 10% | 10230 | 9300 | 930 | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 | |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 | 930 |

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月7日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(12月分) | | |
| 支払番号 | 80 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

領収書 添付用紙

領収証

領収証No.20201216-00259
2020年12月16日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2020年12月07日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|-------------------------------|--|
| 金融機関名 支店番号 口座番号 口座名義 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。


| No. | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 | |
|-----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|-----|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 13 | 23 | 10% | 10230 | 9300 | 930 | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 | |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 | 930 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和3年1月7日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥10,230</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>日立キャピタルNBL(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>パソコンリース代(1月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>81</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |

領収証

領収証No.20210119-00262
2021年01月19日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB 株式会社
作成場所：東京都港区新橋1-3-1

| | |
|---------|-------------|
| 領収金額 | 領収日 |
| 10230 円 | 2021年01月07日 |

| | |
|---------------|--|
| 振替(又はお振込)金融機関 | |
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 14 | 22 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年2月8日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(2月分) | | |
| 支払番号 | 82 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |

領収証

領収証No.20210218-00258
2021年02月18日 発行平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 三森 至加 様

お問い合わせ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2021年02月08日 |

| 振替（又はお振込）金融機関 | |
|-----------------------|--|
| 金融機関名 支店番号 口座名義 | |


※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 | |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|-----|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 15 | 21 | 10% | 10230 | 9300 | 930 | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 | |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 | 930 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。印紙税申告納
付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月8日 | | |
| 金額(円) | ¥10,230 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | パソコンリース代(3月分) | | |
| 支払番号 | 83 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

領収証

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

領収証No.20210317-00261
2021年03月17日 発行

お客様名 三森 至加 様

お問合せ番号 4886645

ご契約者名 三森 至加

日立キャピタルNB 株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

| 領収金額 | 領収日 |
|---------|-------------|
| 10230 円 | 2021年03月08日 |

| 振替(又はお振込)金融機関 | |
|-------------------------------|--|
| 金融機関名 支店番号 口座番号 口座名義 | |

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。


| No | ご契約年月 | ご契約番号 | 代表物件 | 当回数 | 残回数 | 税率 | 領収金額(税込)円 | 領収金額(税抜)円 | 消費税等額 |
|----|----------|-------------------|------|-----|-----|-----|------------|-----------|----------|
| 1 | 2019年11月 | 1047-7410-9600-00 | パソコン | 16 | 20 | 10% | 10230 | 9300 | 930 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 合計 | | 1 件 | | | | | 円 10230 | 円 9300 | 円 930 |
| | | | | | | | 5%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 8%対象計 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 10%対象計 | 10230 | 9300 |

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年4月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(4月分) | | |
| 支払番号 | 84 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

No. 59037
発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様
ご契約番号 : 10429698350000
ご契約者名 : 三森 至加



¥ 9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として
2020年4月7日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年5月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(5月分) | | |
| 支払番号 | 85 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

No. 59038

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

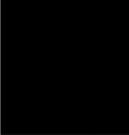
ご契約者名 : 三森 至加

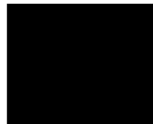

¥ 9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として
2020年5月7日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社 
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものとび会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年6月8日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(6月分) | | |
| 支払番号 | 86 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

No. 59039

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加

¥9,720-

(税抜き ¥9,000-)



(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として

2020年6月8日 上記金額正に領収いたしました

日立キャピタル NBL 株式会社


東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|---|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年7月7日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥9,720</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>日立キャピタルNBL(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>ノートパソコンリース代(7月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>87</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |

No. 59040

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000


ご契約者名 : 三森 至加



¥ 9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として
2020年7月7日 上記金額正に領収いたしました



日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年8月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(8月分) | | |
| 支払番号 | 88 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

No. 59041
発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

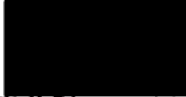
三森 至加 様
ご契約番号 : 10429698350000
ご契約者名 : 三森 至加

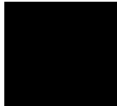

¥9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として
2020年8月7日 上記金額正に領収いたしました



日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したもの及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年9月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(9月分) | | |
| 支払番号 | 89 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

No. 59042

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加



¥ 9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として
2020年9月7日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|---|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年10月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(10月分) | | |
| 支払番号 | 90 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

No. 59043

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加



¥ 9,720 ー

(税抜き ¥9,000ー)

(8%対象 ¥9,000ー)

但 リース料として
2020年10月7日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年11月9日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥9,720</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>日立キャピタルNBL(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>ノートパソコンリース代(11月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>91</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |

No. 59044

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加

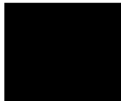

¥ 9,720 ー

(税抜き ¥9,000 ー)

(8%対象 ¥9,000 ー)

但 リース料として
2020年11月9日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年12月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(12月分) | | |
| 支払番号 | 92 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

No. 59045

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加

¥ 9,720—

(税抜き ¥9,000—)



(8%対象 ¥9,000—)

但 リース料として

2020年12月7日 上記金額正に領収いたしました

日立キャピタル NBL 株式会社


東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|---|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したもの及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年1月7日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(1月分) | | |
| 支払番号 | 93 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

No. 59046

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加



¥9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象¥9,000-)

但 リース料として
2021年1月7日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年2月8日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(2月分) | | |
| 支払番号 | 94 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |

No. 59047
発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様
ご契約番号 : 10429698350000
ご契約者名 : 三森 至加

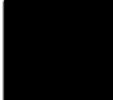

¥9,720-

(税抜き ¥9,000-)

(8%対象¥9,000-)

但 リース料として
2021年2月8日 上記金額正に領収いたしました


日立キャピタル NBL 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |

※金額を訂正したもの及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月8日 | | |
| 金額(円) | ¥9,720 | | |
| 支払先 | 日立キャピタルNBL(株) | | |
| 内容 | ノートパソコンリース代(3月分) | | |
| 支払番号 | 95 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

No. 59048

発行日 2021年3月19日

◇ 領 収 証 ◇

三森 至加 様

ご契約番号 : 10429698350000

ご契約者名 : 三森 至加

¥ 9,720-

(税抜き ¥9,000-)



(8%対象 ¥9,000-)

但 リース料として

2021年3月8日 上記金額正に領収いたしました

日立キャピタル NBL 株式会社


東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

| 発行部署名 | 検印 | 担当印 |
|-----------|--|---|
| カスタマーセンター |  |  |


※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年4月30日 | | |
| 金額(円) | ¥9,938 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(4月分) | | |
| 支払番号 | 96 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 1/2、 <input type="radio"/> 1/3、 <input type="radio"/> /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年6月1日 | | |
| 金額(円) | ¥9,965 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(5月分) | | |
| 支払番号 | 97 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="checkbox"/> 2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年6月30日 | | |
| 金額(円) | ¥9,986 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(6月分) | | |
| 支払番号 | 98 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 1、 <input type="radio"/> 2、 <input type="radio"/> 3、 <input type="radio"/>) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--|--|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年7月31日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥9,973</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>NTTファイナンス(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>政務活動用携帯電話通信料(7月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>99</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |


支出伝票

| | | | |
|--|--|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年8月31日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥10,008</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>NTTファイナンス(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>政務活動用携帯電話通信料(8月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>100</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年9月30日 | | |
| 金額(円) | ¥9,969 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(9月分) | | |
| 支払番号 | 101 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="checkbox"/> 1/2, 1/3, /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月2日 | | |
| 金額(円) | ¥9,971 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(10月分) | | |
| 支払番号 | 102 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 1/2、 <input type="radio"/> 1/3、 <input type="radio"/> /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月30日 | | |
| 金額(円) | ¥10,022 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(11月分) | | |
| 支払番号 | 103 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 2、 <input type="radio"/> 1、 <input type="radio"/> 3、 <input type="radio"/>) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年1月4日 | | |
| 金額(円) | ¥5,913 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(12月分) | | |
| 支払番号 | 104 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年2月1日 | | |
| 金額(円) | ¥5,372 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(1月分) | | |
| 支払番号 | 105 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 1/2, 1/3, /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月1日 | | |
| 金額(円) | ¥5,087 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(2月分) | | |
| 支払番号 | 106 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 1/2、 <input type="radio"/> 1/3、 <input type="radio"/> /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥5,093 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用携帯電話通信料(3月分) | | |
| 支払番号 | 107 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="radio"/> 1/2, <input type="radio"/> 1/3, <input type="radio"/> /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |



〒862-0924
 熊本市 中央区帯山5丁目
 38-10-501

三森 至加 様



021043201009876717

発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問合せ先 0800-333-0500
 受付時間 9:00~17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除く)
 〒810 福岡市中央区白金
 -0012 1-20-3 紙与薬院ビル

8515A01040001-000227

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 090-5286-2373

| 年月分 | ご利用金額 | 支払年月日 | 記 事 |
|-----------|----------------|-------------|--------------------|
| 2020年 4月分 | 9,938 19,876円 | 2020年 4月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 5月分 | 9,965 19,931円 | 2020年 6月 1日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 6月分 | 9,986 19,972円 | 2020年 6月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 7月分 | 9,973 19,946円 | 2020年 7月31日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 8月分 | 10,008 20,016円 | 2020年 8月31日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 9月分 | 9,969 19,939円 | 2020年 9月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年10月分 | 9,971 19,942円 | 2020年11月 2日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年11月分 | 10,022 20,045円 | 2020年11月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年12月分 | 5,913 11,826円 | 2021年 1月 4日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2021年 1月分 | 5,372 10,744円 | 2021年 2月 1日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2021年 2月分 | 5,087 10,175円 | 2021年 3月 1日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2021年 3月分 | 5,093 10,187円 | 2021年 3月31日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 合計 | 202,599円 | | |


- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2021年 4月 7日


NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年4月30日 | | |
| 金額(円) | ¥4,891 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(4月分) | | |
| 支払番号 | 108 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年6月1日 | | |
| 金額(円) | ¥4,891 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(5月分) | | |
| 支払番号 | 109 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年6月30日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥4,891</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>NTTファイナンス(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>政務活動用タブレット通信料(6月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>110</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |


支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和2年7月31日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥3,082</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>NTTファイナンス(株)</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>政務活動用タブレット通信料(7月分)</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>111</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |


支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年8月31日 | | |
| 金額(円) | ¥3,082 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(8月分) | | |
| 支払番号 | 112 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |


支出伝票

| | | | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年9月30日 | | |
| 金額(円) | ¥3,082 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(9月分) | | |
| 支払番号 | 113 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |
| ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月2日 | | |
| 金額(円) | ¥3,082 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(10月分) | | |
| 支払番号 | 114 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和2年11月30日 | | |
| 金額(円) | ¥3,082 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(11月分) | | |
| 支払番号 | 115 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年1月4日 | | |
| 金額(円) | ¥1,432 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(12月分) | | |
| 支払番号 | 116 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年2月1日 | | |
| 金額(円) | ¥1,432 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(1月分) | | |
| 支払番号 | 117 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月1日 | | |
| 金額(円) | ¥1,433 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(2月分) | | |
| 支払番号 | 118 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

支出伝票

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑩事務通信費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥1,433 | | |
| 支払先 | NTTファイナンス(株) | | |
| 内容 | 政務活動用タブレット通信料(3月分) | | |
| 支払番号 | 119 | | |
| 領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 | | |



〒862-0924
 熊本市 中央区帯山5丁目
 38-10-501

三森 至加 様



021043201009876857

発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問合せ先 0800-333-0500
 受付時間 9:00~17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除く)
 〒810 福岡市中央区白金
 -0012 1-20-3 紙与蔭院ビル

8515A01040001-000228

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 XXXXXXXXXX

| 年月分 | ご利用金額 | 支払年月日 | 記 事 |
|-----------|---------|-------------|--------------------|
| 2020年 4月分 | 4,891円 | 2020年 4月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 5月分 | 4,891円 | 2020年 6月 1日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 6月分 | 4,891円 | 2020年 6月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 7月分 | 3,082円 | 2020年 7月31日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 8月分 | 3,082円 | 2020年 8月31日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年 9月分 | 3,082円 | 2020年 9月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年10月分 | 3,082円 | 2020年11月 2日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年11月分 | 3,082円 | 2020年11月30日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2020年12月分 | 1,432円 | 2021年 1月 4日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2021年 1月分 | 1,432円 | 2021年 2月 1日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2021年 2月分 | 1,433円 | 2021年 3月 1日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 2021年 3月分 | 1,433円 | 2021年 3月31日 | ドコモご利用分 一括請求によるお支払 |
| 合計 | 35,813円 | | |


- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本冊は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2021年 4月 7日


NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

支出伝票

| | | | |
|--------|--|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ①調査研究費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥229,918 | | |
| 支払先 | 三森 至加 | | |
| 内容 | 政務活動燃料代 | | |
| 支払番号 | 120 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(<input checked="" type="checkbox"/> 1/2, <input type="checkbox"/> 1/3, <input type="checkbox"/>) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

規程（様式第5号）

| 支 払 証 明 書 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 支 払 証明金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | ¥ | 2 | 2 | 9 | 9 | 1 | 8 | | |
| 使 途 内 容 | <p>(目的) 政務調査用燃料代 (支払内容) 2020年4月から2021年3月分 (支払年月日) 令和3年3月31日</p> <p>(その他) 政務活動費・運行記録表を別途提出。 政務活動運用の手引き（熊本市議会）8ページにより、月間走行距離の2分の1とし、年間24万円を超えないこととする。</p> | | | | | | | | |
| 支 払 先 住所・氏名 | 1.三森 至加 | | | | | | | | |
| 領収書を徴し 得ない理由 | 政務活動運用の手引き（熊本市議会）8ページにより、月間走行距離の2分の1とし、年間24万円を超えないこととする規定による。 | | | | | | | | |
| <p>上記のとおり支払したことを証明します</p> <p>2021年 4月 30日</p> <p style="text-align: right;">議員名 三森 至加 </p> | | | | | | | | | |

令和 2 年度

(議員名 三森 至加)


| 年月 | 月始走行距離(km) (A) | 月末走行距離(km) (B) | 月間走行距離(km) (B-A) | 支払対象走行距離(km) (月間走行距離の1/2) | 月間政務調査燃料代 (支払対象走行距離×37円) |
|-----|-------------------|-------------------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 4月 | 123000 | 124182 | 1182 | 591 | ¥21,867 |
| 5月 | 124182 | 125405 | 1223 | 611 | ¥22,607 |
| 6月 | 125405 | 126343 | 938 | 469 | ¥17,353 |
| 7月 | 126343 | 127566 | 1223 | 611 | ¥22,607 |
| 8月 | 127566 | 128748 | 1182 | 591 | ¥21,867 |
| 9月 | 128748 | 129563 | 815 | 407 | ¥15,059 |
| 10月 | 129563 | 130704 | 1141 | 570 | ¥21,090 |
| 11月 | 130704 | 131764 | 1060 | 530 | ¥19,610 |
| 12月 | 131764 | 132539 | 775 | 387 | ¥14,319 |
| 1月 | 132539 | 133680 | 1141 | 570 | ¥21,090 |
| 2月 | 133680 | 134700 | 1020 | 510 | ¥18,870 |
| 3月 | 134700 | 135434 | 734 | 367 | ¥13,579 |
| 年間計 | | | 12434 | 6214 | ¥229,918 |

※ 青色の(A)欄、(B)欄のみ記入して下さい。後は自動的に金額が計算されます。


※ 走行距離の入力にあたっては、小数点以下は切り捨てして下さい。

※ 支払は、規程(様式第5号)支払証明書で年度末に一括で行い、本運行記録簿を添付して下さい。


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ③資料作成費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥112,120 | | |
| 支払先 | 公明党市議団 | | |
| 内容 | 公明党市議団共通経費 コピー機リース料、他 令和2年4月～令和3年3月 | | |
| 支払番号 | 121 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ④資料購入費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥82,663 | | |
| 支払先 | 公明党市議団 | | |
| 内容 | 公明党市議団共通経費 新聞代、他 令和2年4月～令和3年3月 | | |
| 支払番号 | 122 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑤広報費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥21,257 | | |
| 支払先 | 公明党市議団 | | |
| 内容 | 公明党市議団共通経費 資料書類送付用切手代、他 令和2年4月～令和3年3月 | | |
| 支払番号 | 123 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑥広聴費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥12,944 | | |
| 支払先 | 公明党市議団 | | |
| 内容 | 公明党市議団共通経費 控室分、茶菓子コーヒ一代、他 令和2年4月～令和3年3月 | | |
| 支払番号 | 124 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |


支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑧人件費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥103,900 | | |
| 支払先 | 公明党市議団 | | |
| 内容 | 公明党市議団共通経費 控室事務員賃金 令和2年4月～令和3年3月 | | |
| 支払番号 | 125 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

支出伝票

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 議員名 | 三森 至加 | 議員印 |  |
| 科目 | ⑨事務所費 | | |
| 支払年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 金額(円) | ¥36,583 | | |
| 支払先 | 公明党市議団 | | |
| 内容 | 公明党市議団共通経費 コピー代、他 令和2年4月～令和3年3月 | | |
| 支払番号 | 126 | | |
| 領収書添付欄 | 支出した割合(1/2、1/3、 /) 領収書及び関係資料 別添 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。 | | |

支出伝票

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>議員名</p> | <p>三森 至加</p> | <p>議員印</p> |  |
| <p>科目</p> | <p>⑩事務通信費</p> | | |
| <p>支払年月日</p> | <p>令和3年3月31日</p> | | |
| <p>金額(円)</p> | <p>¥166,739</p> | | |
| <p>支払先</p> | <p>公明党市議団</p> | | |
| <p>内容</p> | <p>公明党市議団共通経費 事務用品代 令和2年4月～令和3年3月</p> | | |
| <p>支払番号</p> | <p>127</p> | | |
| <p>領収書添付欄</p> <p>※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。</p> | <p>支出した割合(1/2、1/3、 /)</p> <p>領収書及び関係資料 別添</p> | | |

令和2年度政務活動費収支報告書（市議団共通）

議員名 三森至加

1 預り金 600,000
 政務活動費 536,206 円
 2 支出

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|-----------|---------|----------------------------|
| 調 査 研 究 費 | 0 | |
| 研 修 費 | 0 | |
| 資 料 作 成 費 | 112,120 | 印刷機リース等 支払先：肥 銀リース㈱等 |
| 資 料 購 入 費 | 82,663 | 新聞代等 支払先：熊本日日 新聞社等 |
| 広 報 費 | 21,257 | 市議団HP運用費等 支払 先：㈱フローラボ等 |
| 広 聴 費 | 12,944 | 茶菓子代等 支払先：熊本市 役所職員売店等 |
| 会 議 費 | 0 | |
| 人 件 費 | 103,900 | 補助員経費 支払先：補助員 2名 |
| 事 務 所 費 | 36,583 | コピー用紙代等 支払先：㈱ ホリジム等 |
| 事 務 通 信 費 | 166,739 | FAX通信料等 支払先：NTT ファイナンス等 |
| 合 計 | 536,206 | |

3 残額 63,794 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和2年度政務活動費収支報告書（市議団共通）

議員名 公明党熊本市議団

| | |
|-------|-------------|
| 1 収入 | 4,800,000 |
| 政務活動費 | 4,289,669 円 |
| 2 支出 | |

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|-----------|-----------|----------------------------|
| 調 査 研 究 費 | 0 | |
| 研 修 費 | 0 | |
| 資 料 作 成 費 | 896,967 | 印刷機リース等 支払先：肥 銀リース㈱等 |
| 資 料 購 入 費 | 661,306 | 新聞代等 支払先：熊本日日 新聞社等 |
| 広 報 費 | 170,060 | 市議団HP運用費等 支払 先：㈱フローラボ等 |
| 広 聴 費 | 103,556 | 茶菓子代等 支払先：熊本市 役所職員売店等 |
| 会 議 費 | 0 | |
| 人 件 費 | 831,202 | 補助員経費 支払先：補助員 2名 |
| 事 務 所 費 | 292,665 | コピー用紙代等 支払先：㈱ ホリジム等 |
| 事 務 通 信 費 | 1,333,913 | FAX通信料等 支払先：NTT ファイナンス等 |
| 合 計 | 4,289,669 | |

| | |
|------|-----------|
| 3 残額 | 510,331 円 |
|------|-----------|

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和2年度政務活動費収支報告書（市議団共通）

科目別・議員別経費一覧

| 科目 | 計 | 8人分割 | 調整額 | 園川 | 藤永 | 濱田 | 三森 | 高瀬 | 伊藤 | 吉田 | 井本 | 合計 |
|-------|-----------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 調査研究費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 研修費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資料作成費 | 896,967 | 112,120 | 7 | 112,120 | 112,120 | 112,120 | 112,120 | 112,120 | 112,120 | 112,120 | 112,127 | 896,967 |
| 資料購入費 | 661,306 | 82,663 | 2 | 82,663 | 82,663 | 82,663 | 82,663 | 82,663 | 82,663 | 82,663 | 82,665 | 661,306 |
| 広報費 | 170,060 | 21,257 | 4 | 21,257 | 21,257 | 21,257 | 21,257 | 21,257 | 21,257 | 21,257 | 21,261 | 170,060 |
| 広聴費 | 103,556 | 12,944 | 4 | 12,944 | 12,944 | 12,944 | 12,944 | 12,944 | 12,944 | 12,944 | 12,948 | 103,556 |
| 会議費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人件費 | 831,202 | 103,900 | 2 | 103,900 | 103,900 | 103,900 | 103,900 | 103,900 | 103,900 | 103,900 | 103,902 | 831,202 |
| 事務所費 | 292,665 | 36,583 | 1 | 36,583 | 36,583 | 36,583 | 36,583 | 36,583 | 36,583 | 36,583 | 36,584 | 292,665 |
| 事務通信費 | 1,333,913 | 166,739 | 1 | 166,739 | 166,739 | 166,739 | 166,739 | 166,739 | 166,739 | 166,739 | 166,740 | 1,333,913 |
| 合計 | 4,289,669 | 536,206 | 21 | 536,206 | 536,206 | 536,206 | 536,206 | 536,206 | 536,206 | 536,206 | 536,227 | 4,289,669 |